



法的判断の外部性の内部化：日本版アミカス・ブリーフ

理事長・明治大学教授 太田 勝造

ひとたび裁判によって法的判断が示されれば、その後の人々と社会に多かれ少なかれ影響を与える。確かに、法的判断内容が公開されなければ当該訴訟と無関係の第三者や社会一般には影響が生じないかもしれない。しかし、当事者やその家族や知人友人、利害関係人などには伝わりうるし、それらの人々の属する組織や業界などの部分社会にも伝わりうるのであり、様々な影響を与えうるであろう。

このような裁判の広い影響は「法と経済学」では「外部性(externality)」と総称される。法的判断には外部性が存在しており、それを無視した法的判断は社会的望ましさを達成できない。これは、「部分最適と全体最適の乖離」とか「合成の誤診」と呼ばれる。したがって、法的判断に際しては、その後に人々や部分社会、全体社会に及びうる影響、すなわち法的判断の外部性を考慮しなければならない。これを「外部性の内部化」と呼ぶ。

では、民事裁判手続き内に法的判断の外部性を内部化するシステムは存在するのであろうか？裁判所にとって、そのようなシステムが存在しないならば、外部性の内容が公知の事実や裁判所に顕著な事実でない限り、外部性を内部化させた法的判断をすることが困難となる。法的判断の妥当性と合理性を支える事実は「広義の立法事実」に対応する。社会科学的知見や理論、自然科学的知見や理論などで、当該法的判断に際して参照することでその妥当性と合理性を高めるような事実のことである。

ところが、訴訟手続が対象とする「事実」は主要事実と間接事実であり、それらは法的ルールを適用する対象たる「判決事実」である。立法事実の取り扱いについて規定するルールは訴訟法にはほとんど存在しないと言える。このような状況に最近変化の兆しが見られる。

周知のように、2021年（令和3年）に「第三者意見募集制度」が導入された（令和3年の改正特許法の105条の2の11）。特許権侵害訴訟等では、裁判所の判断が、当事者のみならず、当該特許権等に関連する多数の業界に対して事実上の大きな影響を及ぼす可能性があるという認識に基づいて、裁判所が当該第三者の事業実態等も踏まえて判断することが望ましい場合や国際的な観点から捉えるべき争点が含まれる場合に、裁判所が適正な判断を示すための資料を得るために、広く一般の第三者から意見を集めることを可能とする制度である。これはまさに、法的判断の外部性の存在の認識に基づいて、立法事実を広く収集することを通じて外部性を内部化して全体最適を実現するための手続きと位置づけられる。米国の制度にならって「日本版アミカス・ブリーフ」とも呼ばれている。

ところで、上に論じたように、裁判所の判断が、当事者のみならず、関係者や第三者、関連する組織や業界、部分社会や全体社会に対して事実上の影響を及ぼす可能性があるのは、特許権侵害訴訟等に限られるものではない。民事訴訟の一般手続きとして第三者意見募集制度のような手続きを導入する必要があるのでなかろうか。

法的判断の外部性の内部化：日本版アミカス・ブリーフ… 理事長・明治大学教授 太田 勝造	1
I 令和4年度研究助成・国際交流助成決定一覧	3
II 第12回倒産・再生法制研究奨励金（通称：高木賞）受賞について	3
令和4年度「倒産・再生法制研究」（高木賞）の選考結果	
..... 選考委員会委員長・中央大学教授 佐藤 鉄男	4
『タイ破産法概説—日本法との比較』（要旨）	
..... タマサート大学法学部准教授 ナパット・ソラアット	4
相殺の担保的機能の基礎理論（要旨）	5
慶應義塾大学法学部准教授 岩川 隆嗣	
第1回～第12回倒産・再生法制研究奨励金（通称：高木賞）受賞者一覧	6
倒産・再生法制研究奨励金懸賞論文募集について	7
III 講演会の開催（第35回 講演会）テーマ「民事紛争処理の新たな地平」	8
民事紛争処理における事実と証拠について	8
明治大学法学部教授 太田 勝造	
「労働審判制度の鍵」と「法定審理期間訴訟手続」について	
..... 元東京高等裁判所判事・弁護士 定塚 誠	9
「証拠法の心理学的基礎」：「心理証拠法学の確立に向けて」	
..... 関西大学社会学部教授 藤田 政博	10
第1回～第35回講演会内容一覧	11
設立記念講演集『企業活動と紛争I・II』について	12
創立30周年記念シンポジウム『法曹養成の新たなヴィジョンを模索する	
—医師養成の理念と韓国の法曹養成の現状を踏まえて—』本の発行について	13
第36回講演会の案内	13
平成22年度～令和3度研究助成・国際交流助成一覧	14
民事紛争処理に関する研究助成のお知らせ	23
研究成果の公刊一覧	24
〈研究（中間）報告〉	
スポーツ仲裁制度の利用者に対する意識調査	33
中京大学スポーツ科学部教授 石堂 典秀	
スパイキングニューラルネットワーク(SNN)を用いたODRにおける創造的な交渉支援研究	
..... 明治大学大学院法学研究科民事法学専攻博士前期課程法社会学専攻 大塙 浩平	34
裁判官による私知の利用・独自調査の可否及び限界	
..... 大阪公立大学大学院法学研究科准教授 岡成 玄太	34
精神科入院医療における患者の権利擁護と意思決定支援に関する法制度のあり方について	
の社会調査	35
..... 明治大学大学院法学研究科博士後期課程 大学院生 高嶋 里枝	
医師養成を行う医学部での法学教育の実態把握と課題	
..... 代表者 藤田医科大学医学部生命理論学教授 飯島 祥彦	36
2021年民事訴訟利用者調査データの二次分析	
..... 代表者 早稲田大学大学院法務研究科教授 石田 京子	37
高等学校における民事紛争処理学習のカリキュラム構築	
..... 代表者 埼玉大学教育学部准教授 小貫 篤	37
民事裁判IT化と手続法学の課題	39
..... 代表者 成城大学法学部教授 町村 泰貴	
倒産・再生法制研究奨励金事業の運営についての内規	40
選考委員会規定	42
令和4年度会計報告	43
役員一覧	44

令和4年度事業内容**I 研究助成・国際交流助成決定一覧**

令和4年度は次表のとおりの研究助成・国際交流助成を行いました。

研究助成番号	申請者氏名・所属・地位	研究題目	助成決定額
01-460	(個) 石堂 典秀 中京大学スポーツ科学部 教授	スポーツ仲裁制度の利用者に対する意識調査	150,000
02-461	(個・院生) 大塩 浩平 明治大学大学院法学研究科民事法専攻 博士前期課程 法社会学専攻	スパイキングニューラルネットワーク(SNN)を用いたODRにおける創造的な交渉支援研究	400,000
03-462	(個) 岡成 玄太 大坂公立大学大学院法学研究科 准教授	裁判官による私知の利用・独自調査の可否及び限界	400,000
04-463	(個・院生) 高嶋 里枝 明治大学大学院法学研究科 博士後期課程	精神科入院医療における患者の権利擁護と意思決定支援に関する法制度のあり方についての社会調査	300,000
04-464	(共・特定テーマ) 飯島 祥彦 他3名 藤田医科大学医学部生命倫理学 教授	医師養成を行う医学部での法学教育の実態把握と課題	250,000
04-465	(共) 石田 京子 他10名 早稲田大学大学院法務研究科 教授	2021年民事訴訟利用者調査データの二次分析	1,000,000
04-466	(共・特定テーマ) 小貫 篤 他7名 埼玉大学教育学部 准教授	高等学校における民事紛争処理学習のカリキュラム構築	2,000,000
04-467	(共) 町村 泰貴 他3名 成城大学法学部 教授	民事裁判IT化と手続法学の課題	500,000
合計 8件			5,000,000

(個)：個人研究 (共)：共同研究 (国交)：国際交流 *所属・地位は助成年度当時

II 第12回 倒産・再生法制研究奨励金（通称：高木賞）受賞について

「倒産・再生法制研究奨励金」賞審査委員会は、同賞運営委員の付託を受け、倒産法に関する応募論文及び公表されている論文について審査対象論文を選考し、さらに慎重に査読及び審査を行ってきましたところ、去る2月3日に開催されました最終の第3回同審査委員会において、厳正に審査を行った結果、令和4年度の高木賞及び奨励賞の受賞を以下のように決定いたしました

第12回受賞

高木賞 一般個人部門 賞金 50万円	『タイ破産法概説——日本法との比較』	タマサート大学法学部准教授 ナパット・ソラアット	中央大学出版部 2021年12月刊
高木賞 奨励賞 一般個人部門 賞金 20万円	相殺の担保的機能の基礎理論	慶應義塾大学法学部准教授 岩川隆嗣	現代の担保法 2022年10月1日 有斐閣

以上2件に賞を決定しました。

令和4年度「倒産・再生法制研究」(高木賞)の選考結果

第12回（再開第2回）の高木賞の選考を終えた。自薦、他薦の候補作品について、応募資格の確認、査読作業、選考会議を経て、高木賞（本賞）、奨励賞各1本が決まった。

高木賞（本賞）に選ばれたのは、ナパット・ソラアット氏（タイ・タマサート大学）の『タイ破産法概説—日本法との比較』（中央大学出版部、2021年）である。本書は、そのタイトルからは、外国（タイ国）の破産法の概説書にすぎないように見えるが、そうではない。重要条文の沿革を辿るとともに、判例や学説の引用も豊富であり、そして、何よりも日本法との比較が踏み込んでなされている点で、第一級の学術書となっている。同氏は、日本留学前は刑法を専攻していたそうだが、日本で基礎から倒産法を学ぶことから始め、博士の学位を取得し、帰国し母校で校務をこなしながら、本書を書き上げた。読者は、本書によってタイの破産法をかなり深く理解することができるだろう（言い忘れたが、彼にとっては外国語である日本語で書かれている）。なお、高木新二郎先生も生前、彼にアドバイスをさ

れていたとのことであり、今回の受賞は素晴らしい恩返しとなったことも言い添えたい。

奨励賞に選ばれたのは、岩川隆嗣氏（慶應義塾大学）の「相殺の担保的機能の基礎理論」角紀代恵ほか編『現代の担保法』（有斐閣、2022年）である。本論文は、民法上の制度としての相殺の担保的機能の根拠とされる、ドイツ法に由来する相殺期待とフランス法に由来する牽連性につき、その理論的な違いを解き明かした上で、ドイツ法の影響の強いわが国の倒産法制の相殺規律が相殺期待を根拠にその許否を決する法制にあるという体系的位置を浮き彫りにした。倒産法制をメインの研究対象としたものではないが、もともと民法の相殺権と倒産法の相殺権は密接な関係にあるものであり、倒産法制との関連も意識してなされた平成29年の民法改正における相殺の理論的分析を行った本論文は倒産法学にも裨益するところが大きいとして受賞が決まった。なお、今回は最後まで奨励賞を争った作品が他にもあったことを申し添えておきたい。

選考委員会委員長 佐藤鉄男

『タイ破産法概説——日本法との比較』（要旨）

ナパット・ソラアット

本書は、比較法的な視点を交えたタイ破産法の概説書である。企業の海外進出や海外投資が盛んになっている現在、他国において倒産処理がどのように行われるのかは、広い関心事項である。従来、タイの法学者は日本の

倒産法を盛んに研究してきたが、タイの倒産法が日本へ紹介されることには稀であった。日本ではあまり知られていないタイ破産法の概要のみならず、具体的な条文、学説、判例にも言及し、日タイにおける将来の法的・経済

的交流に資することを、本書は目的としている。

日本の破産法とタイの破産法とを比較したとき、両者には多くの相違点がある。全体的な傾向として、日本の破産法では既に消滅した制度や考え方が、タイ破産法には残っていることが挙げられる。例えば、破産訴訟という概念が維持されており、和議に近い制度も健在である。自己破産が認められていないことも、日本の古い破産法と類似している。このような特徴は、タイの破産法が債務者の経

済的再出発ではなく、債権者の利害調整を主眼とすることに繋がっている。本書では、これらの相違点にも留意しながら、タイの破産手続の全体像を提示した。

本書でも検討したように、タイ破産法を巡る学説・判例には、まだ不十分な面が多く見られる。また、タイ破産法の中には、会社更生手続と中小企業再生手続も存在するが、本書ではこれらに触れなかった。今後も日タイ間の学術的・実務的交流が、ますます盛んになることを願ってやまない。

相殺の担保的機能の基礎理論（要旨）

岩川 隆嗣

本論文は、いわゆる相殺の担保的機能を基礎付ける理論には、比較法的に見て、相殺期待と牽連性という二つが存在していることを指摘し、その両者の観点から、我が国の実定法の分析を行ったものである。

本論文の骨子は、次の2点から成る。

第一に、相殺が弁済の代用を果たすという相殺の本来的機能からは、その担保的機能を導出することができない。これを出発点として、比較法的には、相殺の担保的機能を次の二つの理論によって基礎づけるものが見られる。

一方が、ドイツ法およびその影響を受けた我が国の従前の判例・学説の立場である、相殺期待である。これは、債権の相互性に着目するものであり、両債権の弁済期が未到来であり相殺適状が生じていなくとも、自働債権者には将来相殺を行うことができるという期

待が生じているとし、この期待を根拠として相殺の担保的機能を基礎付けるものである。

他方が、フランス法などの立場である、牽連性である。これは、債権の発生原因の同一性の意である牽連性（法的牽連性）に着目するものであり、両債権の発生原因が同一であれば、当該発生原因における予定として相殺による決済が保障されるとし、この予定を根拠として相殺の担保的機能を基礎付けるものである。

第二に、この観点から我が国の実定法を見ると、改正民法の「取得」・「原因」および倒産法の相殺の規律は、前者の相殺期待論に基づくものであり、改正民法の債権譲渡における同一の「発生原因である契約」の規律は、後者の牽連性に基づくものと位置付けられる。これらの規律の解釈は、こうした基礎理論を踏まえて行われるべきものである。

倒産・再生法制研究奨励金（トリプルアイ・高木賞）受賞者一覧

年度	賞	著者名	所属	標題	掲載媒体	発行所
平成19年 第1回	学生部門 III・高木賞 20万円	杉本純子	同志社大学大学院 法学研究科私法學 専攻博士課程2年	優先権の代位と倒産手続 一日米の比較による一考察—	同志社法學 第59卷1号	同志社大 学
	一般個人部門 III・高木賞 100万円	杉本和士	國立館大学法学部 講師	破産における「現存額主義」と一部弁済処 遇の関係に関する覚書(1)～(6)	早稲田大学大学院 法研論集112- 113-115-117-119号	早稲田大 学
	一般個人部門 III・高木賞奨励賞 20万円	坂和彦	中央三井信託銀行	劣後債及び劣後ローンにおける上位債権者 と劣後債権者の利害調整 「会社法は会社債権者間の利害調整問題を 規律すべきか?」	立命館法政論集 第5号	立命館大 学
平成20年 第2回	一般個人部門 III・高木賞 100万円	金春	大東文化大学法学部 講師	中国倒産制度における労働者の地位・待遇 (日本法との比較を中心として)	著書	商事法務
	一般個人部門 III・高木賞特別賞 20万円	福岡真之介	西村あさひ法律事務所 弁護士	アメリカ連邦倒産法概説	著書	商事法務
平成21年 第3回	一般個人部門 III・高木賞奨励賞 20万円	村田典子	國學院大学法学部 准教授	当事者主導型倒産処理手続の機能の変容 (1)(2・完) —アメリカ合衆国連邦倒産法第11章手続に おける債権者の手続支配—	民商法雑誌 第138卷6号, 第 139卷1号	有斐閣
	一般個人部門 III・高木賞奨励賞 20万円	山本慶子	日本銀行金融研究所	再建型倒産手続における利害関係人の間の 「公正・平衡」な権利分配のあり方	金融研究 27号	日本銀行 金融研究所
	一般個人部門 III・高木賞特別賞 20万円	野村剛司 石川貴康	なのはな法律事務所 弁護士 松本・山下綜合法律事 務所弁護士	倒産管財実務マニュアル(初版)	著書	青林書院
	一般個人部門 III・高木賞特別賞 20万円	新宅正人	新宅法律事務所弁護士			
平成22年 第4回	一般個人部門 III・高木賞 100万円	松下祐記	千葉大学法科大学院 准教授	ドイツ倒産法における「仮管財人」の権限 (1)(2・完) 倒産手続きにおける保全管財人による事業 譲渡について	名城法學 第57卷 4号, 第58卷3号 民事手続法學の新 たな地平	名城大學
	学生部門 III・高木賞 30万円	白石大	早稲田大学大学院法務 研究科助教	フランスにおける将来債権譲渡と譲渡人の 倒産手続との関係	比較法學 第43卷 2号	早稲田大 学比較法 研究所
平成23年 第5回	一般個人部門 III・高木賞特別賞 20万円	山本慶子	日本銀行金融研究所	再建型倒産手続きにおける将来取得財産に 対する担保権の処遇 —事業収益型担保の処遇を中心に—	金融研究 第29卷 2号	日本銀行 金融研究所
	一般個人部門 III・高木賞奨励賞 30万円	宮澤信二郎 藤沢治奈	神戸大学大学院経済学 研究科特命准教授 立教大学法学部 准教授	偏頗弁済の詐害行為取消しに関する分析 —法と経済学の視点から—	新世代法政学研究 10号	北海道大 学
	一般個人部門 III・高木賞奨励賞 30万円	水野吉章	関西大学法学部 専任講師	詐害行為取消権の理論的再検討(1)～(7・ 完)	北大法學論集 第 58卷～61卷	北海道大 学
平成24年 第6回	一般個人部門 III・高木賞 100万円	池田悠	北海道大学大学院 法学研究科 准教授	再建型倒産手続における労働法規範の適用 (1)～(5・完) —再建と労働者保護の緊張関係をめぐる日 米比較を通じて—	法学協会雑誌 第128卷	有斐閣
	一般個人部門 III・高木賞特別賞 20万円	嶋寺基	大江橋法律事務所 弁護士	Spanision Japan(1) —Spanision Japan における 会社更生手続 (Dip型会社更生を検証する)	NBL 951号	商事法務
		鐘ヶ江洋祐	大江橋法律事務所 弁護士	Spanision Japan(2) —Dip型会社更生における 管財人と法律家アドバイザー (Dip型会 社更生を検証する)	NBL 952号	商事法務
		(嶋寺基) 松永崇	大江橋法律事務所 弁護士	Spanision Japan(3) —一日米並行倒産における 問題点 (Dip型会社更生を検証する)	NBL 953号	商事法務
		Jimenez,pedro A	ジョーペダイ法律事務所 弁護士	Spanision Japan(4) —米国倒産手続における 日本の債権者の対応 Spaniaon Japan の事例 に学ぶ (Dip型会社更生を検証する)	NBL 954号	商事法務
		海野薫	ジョーペダイ法律事務所 弁護士			
		宮本聰 (鐘ヶ江洋 祐)	大江橋法律事務所 弁護士	Spanision Japan(5) —更生手続における確定 給付企業年金に関する諸問題 (Dip型会社 更生を検証する)	NBL 955号	商事法務
		倉持大 (鐘ヶ江洋 祐)	大江橋法律事務所 弁護士	Spanision Japan(6完) —更生手続における更 生担保権をめぐる諸問題 (ABL融資およ び更生担保権者委員会の実務対応) (Dip 型会社更生を検証する)	NBL 956号	商事法務
平成24年 第6回	一般個人部門 III・高木賞特別賞 20万円	福岡真之介	西村あさひ法律事務所 弁護士	中国倒産法の概要と実務	著書	商事法務
		金春	大東文化大学 法学部法律学科 准教授			
平成25年 第7回	受賞該当者なし					

平成26年 第9回	一般個人部門 III・高木賞 100万円	和田勝行	京都大学大学院法学研究科准教授	将来債権譲渡担保と倒産手続	著書	有斐閣
	一般個人部門 III・高木賞奨励賞 30万円	水津太郎	慶應義塾大学法学院法律学科准教授	代償的取戻権の意義と代位の法理—責任法的代位の構造と評価—	法学研究 第86巻6号	慶應義塾大学法学会
	学生部門 III・高木賞 30万円	劉穎	中央大学法学研究科博士後期過程在籍	中国倒産法上の双方未履行双務契約法理：日本法との比較を中心に	法学新報 第121巻3号4号	中央大学
平成27年 第9回	一般個人部門 III・高木賞奨励賞 社会人 30万円	加毛明	東京大学大学院法学政治学研究科准教授	信託と破産（1-3完）—信託財産の破産と受託者の破産に関する解釈論上の諸問題	NBL 1053号 1054号 1055号	商事法務
	学生部門 III・高木賞 30万円	棚橋洋平	早稲田大学大学院法学研究科博士後期過程在籍中 ※現在、首都大学東京都市教養学部法学系准教授	再建型倒産処理手続におけるスponサー保護条項の処遇（1-4完）—アメリカにおけるストーキング・ホース保護条項からの示唆	早稲田大学大学院法研論集 第149号 第150号 第151号 第153号	早稲田大学大学院法学研究科
	学生部門 III・高木賞奨励賞 20万円	岩淵重広	同志社法学大学大学院法学研究科博士後期過程	倒産局面にある会社の取締役の義務 イギリス法における不当取引と債権者の利益を考慮する義務を参考に—	同志社法学 第67巻5号	同志社大学同志社法学会
平成28年 第10回	一般個人部門 III・高木賞特別賞 社会人 30万円	杉本和士	千葉大学大学院専門法務研究科（法政経学部兼任）准教授	破産管財人による所有権留保付動産の換価—前提となる法的問題の検討	破産管財人の財産換価 岡伸浩・島岡大雄・進土肇・三森仁編著	商事法務
	一般個人部門 III・高木賞奨励賞 社会人 30万円	武田典浩	国士館大学法学院現代ビジネス法学科准教授	フランスにおける物的担保法制と倒産法の関係	動産債権担保比較法のマトリクス 池田眞朗・中島弘雅・森田修編	商事法務研究会
	学生部門 III・高木賞奨励賞 20万円	増田友樹	同志社法学大学大学院法学研究科博士後期過程	「倒産申立義務」復活論に関する一考察 イギリス倒産法における不当取引責任—近時の展開とその問題点—	ドイツ会社法・資本市場法研究 企業法学の論理と体系—永井和之先生古稀記念論文集	中央経済社
令和3年 第11回	高木賞 奨励賞 一般個人部門 賞金 20万円	張子弦	フランス法における詐害行為取消権の行使と倒産手続き(1)(2・完)	新潟大学法学部准教授	北大法学論集 70-6 71-3	北海道大学大学院法学研究科
	高木賞 奨励賞 一般個人部門 賞金 20万円	加藤甲斐斗	所有権留保の法律構成と倒産手続き	東京都立大学法学院准教授	早稲田法学 96-4	早稲田大学法学会
	高木賞 特別賞 一般個人部門 賞金 10万円	新川帆立	倒産手続きの彼女	作家	著書	宝島

※ III・高木賞 ……（通称：トリプルアイ・高木賞）の省略です。

倒産・再生法制研究奨励金 懸賞論文募集について (通称 高木賞)

倒産・再生法制研究奨励金運営委員会では、令和5年6月1日から9月末日の締め切りで、広く倒産・再生法制に関する研究を行なっている個人（学生〔学部学生・大学院生・法科大学院生〕）及び一般個人（最終学歴から15年以内の研究者および実務家）を対象として倒産・再生法制研究に関する優れた著書・論文を募集しています。

一般個人部門 副賞として1件につき50万円、学生部門 副賞として30万円を予定しています。詳しくは、研究助成同様、下記の基金連絡先に手紙もしくはファックスにてお問い合わせ下さい。あるいは、ホームページ（<http://www.mnh.or.jp/>）からダウンロードして下さい。

III 第35回 講演会の開催

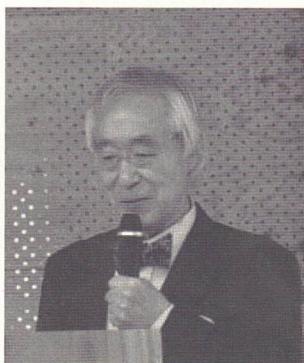
令和4年11月11日 東京大学ダイワハウス石橋信夫記念ホールにおいて下記の公開講演会を開催、各界から多数の聴講者の参加がありました。

「民事紛争処理の新たな地平」

司会 東京大学法学部教授 垣内秀介

第1部 民事紛争処理における事実と証拠について

明治大学法学部教授 太田勝造



太田先生

1 日本の法曹養成においては、ルールを創ること、創る側に立つこと、創る側に立とうとしている人をサポートすることが、法曹の主な仕事であるとはされてこなかった（宮島渉&多田猛『弁護士のすゝめ』民事法研究会、2022年）。

これに対し米国の法曹養成においては、「法政策・公共政策を考慮し、自分の法適用の結果が社会により広く影響を与えてもらす結果を比較考量」することが重視されている（Colin Seale, Thinking Like A Lawyer, Prufrock Press, 2020）。

2 日米の法曹養成のギャップを埋めるには、法政策的見地から立法事実を参照しつつ法の創造的解釈をするエヴィデンス・

ベース・ローを日本でも正面から教える必要がある。さもなければ、日本の法曹は、旧態依然として現状維持に走ることになり、DX化する日本社会の足を引っ張るだけの存在となってしまうであろう。

先進的取組みを見せる知財高裁などでは、アメリカ合衆国の控訴審・上告審のアミカス・キューリィの制度に倣う実務を開拓し、それが2021年に著作権法の改正によって「第三者意見募集制度」として法制度化されている。第三者意見募集制度で蒐集される事実の多くは立法事実として位置づけられるべきものとなる。

一般的な民事訴訟においても、立法事実の取り扱いについて制度を整備するべきである。より一般的に、立法事実アプローチは立法過程のみならず、行政作用（行政裁量）、司法過程、ADR（裁判外紛争解決）などの全てにおいて、「法的価値判断」がなされる際には、その合理性・妥当性を担保するために考慮されるべきである。

3 中学生の落第答案程度の無理解に陥っているのではない限り、合理的意思決定理論がベイズ意思決定理論であることは容易に理解されることである。公理体系に基づく整合的なこの理論によることで、事実認定、心証形成を合理化し体系化することができる。

自由心証主義において、裁判官の判断は論理法則や経験則に基づく合理的なものでなければならない。この合理的な心証とは、主観的確率にピッタリと対応するものである。この意味で

の心証の合理的形成においては、従来の伝統的な説明モデルである経験則三段論法は謬論として捨て去られなければならない。

第2部 「労働審判制度の鍵」と「法定審理期間訴訟手続」について

元東京高等裁判所判事・弁護士 定塚 誠



定塚先生

1 通信手段・移動手段等を含め社会生活のスピードアップはすさまじい。しかるに、民事訴訟は、1審だけで2年もかかる（人証調べ事件は一審で平均23.2か月）。民事訴訟のユーザーである国民、企業は、時代のニーズに合わない我が国の民事訴訟を見放しつつある。

そのような状況下で、今年（2022年）5月に民事訴訟法が改正され、当事者が申し出た場合には、裁判所は、「6か月以内」の法定審理期間内で審理を終える旨の決定をすることとされた。民事訴訟の起死回生を目指す画期的な改正である。

2 自分は、平成11年ころから始まった司法制度改革の際、労働事件を担当する最高裁行政局第一課長をしており、労働検討会（座長・菅野和夫東大名誉教授）において、時間がかかる労働事件を迅速化するために「労働審判制度」を創設に参画する機会に恵まれた。

労働審判は、3回以内の期日で結論を出すこととされ、口頭主義、直接主義、審尋主義、一括提出主義など、従前の民事訴訟の形式主義をイノベーションする必要があった（拙稿「労働審判制度がもたらす民事司法イノベーション—口頭主義、一括提出主義、審尋主義、PPPな実務家養成・IT審判制度等」判例時報2251号3頁以下参照）。そして、裁判官が早期に事案の核心に迫るために、当事者双方（の代理人）が、事前に争点について協議し、交渉し、その結果をビビッドに裁判所に伝えることが肝要である（労働審判規則9条、16条参照）。

3 このように当事者が事前協議を行い、その結果を的確に裁判所に伝えることは重要であるがかなり大変であり、「PPP」（Professional, Passion, Perspiration）な実務家を養成する必要がある。（新堂幸司「もみ手の裁判官とPPPな弁護士による民事訴訟改革」民事法務NO.404・1頁以下参照）

4 2022年5月の民事訴訟法改正は、令和7年までに全てが施行される。現在、裁判所等で銳意「6か月以内」という「法定審理期間内」に充実した審理を行う方法を検討中と聞いている。自分は、現在でも3か月程度で結論まで至る労働審判制度の成功例に学ぶのが1つの最良の道と考える。しかし、これから様々な方々の叡智を結集して、この「法定審理期間内訴訟手続」が、順調に成長ていき、充実した審理がもたらされると良い評判になることを大いに期待している。逆に、この手続きについて、迅速で充実した審理をもたらすものではないという悪評が立つようであれば、我が国の民事訴訟手続は、ユーザーである国民や企業の方々から見捨てられる可能性さえ生じかねない。いよいよわが国の民事訴訟は正念場を迎える。

第3部 「証拠法の心理学的基礎」：「心理証拠法学の確立に向けて」

関西大学社会学部教授 藤田政博



藤田先生

報告では、「証拠法の心理学的基礎」として、同名で2022年に日本評論社から講演者も訳者として翻訳出版した書籍の内容を紹介しつつ、民事刑事を通じた共通の証拠に関するルールの必要性と、具体的にどのような場合に心理学が貢献できるかについて、アメリカ法の例を引きながら検討した。おおよその内容は以下の通りであった。

心理学は法学に必要である。というのも心理学は人間の認知や行動に関する知識を提供し、それは立法や事件の判断に必要不可欠な前提をなすからである。その知識には、人間の行動に影響を与える要因や外界の事物の認識方法などが含まれる。こういった知識は日常経験からも得られるが信頼性を欠く。心理学の知識は理論と方法、推論において日常的認識より優れており、十分多数の人間行動についての観察を基にしている。

人間は推論する際にエラーやバイアスを起こす。心理学ではこれまでに様々な推論のバイアスを明らかにしてきた。証拠法のルール作成者や裁判における判断者は推論のエラーやバイアスを考慮する必要がある。証拠法のルールを作り、あるいは判断する者は常に「応用心理学者」といえ、応用心理学者は本当の心理学的知見に基づいてルール作成や判断を行う必要がある。

ただし、心理学の知識は個々の事件に対して直接的に当てはまらない。また、裁判所が、心理学的知見の科学的な信頼性や鑑定人として心理学の専門家がどういう場合に法廷に出られるかをどう判断するかも重要である。

人間の記憶は再構成されるものであり、事後情報の影響を受けやすい。したがって証言の信用地の判断は慎重に行うべきである。また、人は嘘を見抜くことが一般に思われているよりもできない。たとえば話し手の態度に基づいて嘘を見抜くことはほとんどできない。

人は一般に他者の行動の原因を性格などの内的要因に過剰に求めがちであるが、性格証拠は一般的に少なく、予断の危険があるため重要視されるべきではない。

集団意思決定の研究からは、陪審員の個人特性は評決に影響するが、陪審の評決は主に証拠と弁論に基づく。集団による決定過程は時間とコミュニケーションが必要であり、集団の利点がない場合は個人の方が優れている。

民事紛争処理研究基金設立記念講演会内容一覧

回	年月日	テーマ	サブテーマ	講演者名	所属地位
1	昭和61年11月28日	国際倒産と国際裁判管轄	国際倒産の現状と問題 判例から見た国際裁判管轄	谷口安平 竹下守夫	京都大学法学部教授 一橋大学法学院教授
2	昭和62年11月12日	担保法をめぐる現代的課題	実体法の立場から 手続法の立場から	鈴木裕弥 中野貞一郎	東海大学法学院教授 東北大学名誉教授
3	昭和63年11月18日	製造物責任をめぐる現代的課題	民法の視点から 保険法の立場から	加藤雅信 倉沢康一郎	名古屋大学法学院教授 慶應義塾大学法学院教授
4	平成元年11月17日	株式取引をめぐる最近の問題	インサイダー取引規制の在り方 —その批判的再検討— 第三者割当と株主の保護	竹内昭夫 神崎克郎	東京大学法学院教授 神戸大学法学院教授
5	平成2年11月13日	営業秘密の法的保護	不正競争防止法改正の経緯と将来の課題 営業秘密の保護と実務上の諸問題	中山信弘 松尾和子	東京大学法学院教授 弁護士
6	平成3年11月29日	製造物責任の立法上の課題	製造物責任の要件と効果 製造物責任の履行確保	森島昭夫 落合誠一	名古屋大学法学院教授 東京大学法学院教授
7	平成4年11月13日	企業の社会的責任	企業の社会的責任 弁護士から見た取締役の現実と課題	龍田節 久保利英明	京都大学法学院教授 弁護士
8	平成5年11月12日	取締役の経営責任に関して	会社役員の責任と株主代表訴訟 監査制度の充実と監査役の役割	河本一郎 前田庸	神戸大学名誉教授 学習院大学法学院教授
9	平成6年11月18日	製造物責任法の施行を前にして	製造物責任法施行と残された課題 裁判実務から見た製造物責任法	塙谷隆英 賀集唱	経済企画庁国民生活局審議官 帝京大学法学院教授
10	平成7年11月14日	EDI(電子的データ交換)と法	EDIとは何か EDI契約の実務上の留意点	内田貴 室町正実	東京大学法学院教授 弁護士
11	平成8年11月1日	新民事訴訟法の成立	新民事訴訟法の成立に寄せて —変化のなかの持続— 企業法務からみた新民事訴訟法	中野貞一郎 松井秀樹	大阪大学名誉教授 奈良産業大学法学院教授 弁護士
12	平成9年11月21日	持株会社と商事法および課税	商事法の観点から 持株会社の課税をめぐる二・三の問題	神田秀樹 増井良啓	東京大学法学院教授 東京大学法学院助教授
13	平成10年11月13日	債権の流動化	証券化関連立法の検討と評価 —SPC法を中心—	佐藤正謙	弁護士
14	平成11年11月19日	民事再生法について	債権譲渡特例法の評価と今後の展望 民事再生法実の概要	池田眞朗 伊藤眞	慶應義塾大学法学院教授 東京大学法学院教授
15	平成12年11月22日	ビジネスモデル特許の法的問題	民事再生法運用のイメージについて ビジネス関連発明の法的保護 —特許法における課題と限界—	田原睦夫 平嶋竜太	弁護士 筑波大学大学院企業法専攻助教授
16	平成13年11月16日	株式制度の改正	ビジネスモデル特許における実務上の問題点 平成13年通常国会による商法改正について	緒方延泰 江頭憲治郎	弁護士 東京大学法学院教授
17	平成14年11月15日	倒産法の現状と将来	租税法上の問題—コーポレート・タクセイションの最近の動向—	中里実	東京大学法学院教授
18	平成15年11月21日	新しい担保法の動向	倒産法改正と理論的課題—利害関係人の法的地位を中心に— 変わりつつある経済環境と企業再生実務との関連で	山本和彦 高木新二郎	一橋大学法学院教授 獨協大学法学院教授・弁護士
19	平成16年11月12日	知的財産の活用と推進	動産・債権を中心 不動産を中心	平野双葉 道垣内弘人	獨協大学法学院教授 東京大学教養学部教授
20	平成17年11月18日	会社法の改正について	ライセンス契約について 知的財産信託について	中田裕康 岩倉正和	一橋大学大学院法学院教授 東京大学法学院教授
21	平成18年11月24日	金融商品取引法について	株式関係を中心 企業法実務の観点からの新会社法	江頭憲治郎 武井一浩	東京大学大学院法学院教授 弁護士
22	平成19年11月16日	M&A法制の理論と実務	金融商品取引法と実務上の課題 金融商品取引法の理論的構造	中村聰 神田秀樹	名古屋大学法学院非常勤講師・弁護士 東京大学大学院法学院政治学研究科教授
23	平成20年11月21日	自己信託について	三角合併をめぐる実務上の諸問題 会社法における「株主排除」の法理とその限界	石綿学 野村修	京都大学法学院講師・弁護士 中央大学法学院教員
24	平成21年11月6日	民法(債権法)改正と現代における契約	自己信託の具体的な活用法 債権法改正と契約自由	中田裕康 井上聰	東京大学大学院法学院政治学研究科教授 弁護士
25	平成22年11月19日	債権法改正と消費者法の関係	債権法改正と企業における契約実務 民法典の意義の再検討	澤口実 大村敦志	東京大学大学院法学院政治学研究科教授 立教大学大学院法務研究科教授
26	平成23年11月18日	債権法改正と倒産法	消費(者)法典の構想との関係 詐害行為取消権を中心に	野澤正充 中井康之	東京大学大学院法学院政治学研究科教授 弁護士
27	平成24年11月9日	債権法改正と消費者契約法	債権譲渡をめぐって 債権法改正と消費者	沖野眞己 松本恒雄	東京大学大学院法学院政治学研究科教授 一橋大学大学院法学院政治学研究科教授
28	平成25年11月15日	集団的消費者被害救済制度について	集団的消費者被害回復のための裁判手続きについて 消費者裁判手続特例法案の概要	山本和彦 鈴木敦士	一橋大学大学院法学院政治学研究科教授 消費者庁消費者制度課企画監門専門院教員
29	平成26年11月7日	債権法の改正について	集団的消費者被害救済制度の理論と課題 債権法の改正について	三木浩一 道垣内弘人	慶應義塾大学大学院法務研究科教授 東京大学大学院法学院政治学研究科教授
30	平成28年2月6日	法曹養成の新たなヴィジョンを模索する	(基調講演) 医師養成の基本理念 (基調講演) 韓国の法曹養成の実情と課題 (パネル・ディスカッション) 医師養成の理念と韓国の法曹養成の現状をふまえて	北村聖 金昌禄 鎌田薰 但木敬一 富山和彦	東京大学医学教育国際研究センター教授 慶北大学法学院専門大学院教授 早稲田大学長・法科大学院協会理事長 弁護士・元検事長 経済同友会副代表幹事
31	平成28年11月11日	職場と家族法	職場と家族法 職場と家族法	大村聖 谷みどり	東京大学大学院法学院政治学研究科教授 経済産業省商務流通保安グループ消費者政策研究官
32	平成29年11月10日	組織内法曹の業務の在り方	組織内法曹の業務の在り方 組織内法曹の業務の在り方	名取勝也 ダニエル・ウッド	東京大学大学院法学院政治学研究科教授 弁護士
33	平成30年11月9日	働き方改革について		荒木尚志 杉山忠昭	東京大学大学院法学院政治学研究科教授 花王株式会社執行役員
34	令和元年11月8日	暗号資産をめぐる法的諸問題	研究者の視点から 実務家の視点から	加毛昭 芝章浩	東京大学大学院法学院政治学研究科教授 弁護士

設立記念講演集『企業活動と紛争Ⅰ・Ⅱ』について

平成5年12月15日、第1回から第7回までの講演会の内容を『企業活動と紛争』、平成13年11月16日、第8回から第15回までの講演会の内容を『企業活動と紛争Ⅱ』と題して2冊の本にまとめて発行しました。

執筆者及び具体的な内容としては下記の論稿が掲載されております。

『企業活動と紛争』

「国際倒産の現状と問題」	谷口安平
「判例からみた国際裁判管轄」	竹下守夫
「実体法からみた担保法の現代的課題」	鈴木祿彌
「手続法からみた担保法の現代的課題」	中野貞一郎
「民法の視点からみた製造物責任をめぐる現代的課題」	加藤雅信
「保険法からみた製造物責任の諸問題」	倉沢康一郎
「第三者割当と株主の保護」	神崎克郎
「インサイダー取引規制の在り方」	竹内昭夫
「営業秘密の保護に関する不正競争防止法改正の経緯と将来の課題」	中山信弘
「製造物責任の履行確保」	落合誠一
「企業の社会的責任」	瀧田節
「弁護士からみた取締役の現状と課題」	久保利英明

『企業活動と紛争Ⅱ』

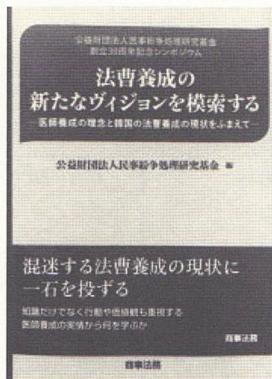
「会社役員の責任と株主代表訴訟」	河本一郎
「監査制度の充実と監査役の役割」	前田庸
「製造物責任法施行と残された課題」	塙谷隆英
「裁判実務からみた製造物責任法」	賀集唱
「EDIとは何か」	内田貴
「EDI契約の実務上の留意点」	室町正実
「新民事訴訟法の成立に寄せて」	中野貞一郎
「企業法務からみた新民事訴訟法」	松井秀樹
「持株会社と商事法および課税・商事法の観点から」	神田秀樹
「持株会社の課税をめぐる二・三の問題」	増井良啓
「証券化関連立法の検討と評価」	佐藤正謙
「債権譲渡特例法の評価と今後の展望」	池田眞朗
「民事再生法案の概要」	伊藤眞
「民事再生法運用のイメージについて」	田原睦夫
「ビジネス関連発明の法的保護」	平嶋竜太
「ビジネスモデル特許における実務上の問題点」	緒方延泰

(*講演集のお問い合わせについては、当基金事務局で承っております。)

創立30周年記念シンポジウム『法曹養成の新たなヴィジョンを模索する
——医師養成の理念と韓国の法曹養成の現状をふまえて——』

平成28年11月10日に設立30周年を記念して行われたシンポジウムの内容を『法曹養成の新たなヴィジョンを模索する——医師養成の理念と韓国の法曹養成の現状をふまえて——』と題して一冊の本にまとめて発行しました。

執筆者及び具体的な内容としては下記の論稿が掲載されています。



『法曹養成の新たなヴィジョンを模索する——医師養成の理念と韓国の法曹養成の現状をふまえて——』

総合司会：四元弘子

基調講演 医師養成の基本理念

北村 聖

韓国ロースクール・システムの現状と課題 金 昌禄

パネル・ディスカッション 司会：久保利英明

パネリスト：鎌田薰 北村聖 金昌禄 但木敬一 富山和彦

(＊講演集のお問い合わせについては、当基金事務局で承っております。)

第36回設立記念講演会の開催予定案内

《担保法の改正》

日 時 令和5年11月10日（金）午後1時～17時（予定）

場 所 東京大学 ダイワユビキタス学術研究館3階

ダイワハウス石橋信夫記念ホール

web配信も予定しています。

講演者 沖野眞己（東京大学教授）

井上 聰（弁護士）

司会者 松下淳一（東京大学教授）

受講料 無料 事前登録が必要です。

登録受付 10月1日より

申込方法 HPより申込

もしくはFAX、葉書申し込み（様式についてはHP参照）

平成22年度～令和3年度 研究助成・国際交流助成一覧

財団発足より平成28年度までの全研究助成については基金設立30周年記念シンポジウム「法曹養成の新たなヴィジョンを模索する」164-203頁掲載の民事紛争処理研究基金事業報告を参照して下さい。

* 所属・地位は助成年度当時

平成22年度

助成年度	研究助成番号	氏名 所属・地位	研究題目	助成金額
平成22年	26-22-01-0312	(個) 北村 賢哲 千葉大学大学院専門法務研究科 准教授	オーストリア欠席判決論の近況	300,000円
平成22年	26-22-02-0313	(個) 金炳学 福島大学行政政策学類法学系 准教授	韓国における最新の諸法典の調査・邦語 訳集編纂及び日・独・韓の比較法研究の 基礎的考察〔民事手続法・司法制度論編〕	300,000円
平成22年	26-22-03-0314	(個) 森田 純 東北大学大学院法学院准教授	「裁判所・弁護士・立法者は、法ルール 形成にどのような影響を与えていているの か?」	200,000円
平成22年	26-22-04-0315	(共) 大濱 しのぶ 他4名 関西学院大学法学部 教授	非訟事件における手続保障のあり方	1,500,000円
平成22年	26-22-05-0316	(共) 青木 玲子 他1名 一橋大学経済研究所 教授	特許侵害訴訟の計量的経済分析	700,000円
平成22年	26-22-06-0317	(共) 大村 雅彦 他3名 中央大学 教授	民事訴訟法学会シンポジウム「集合的権 利保護訴訟の可能性と課題」	500,000円
平成22年	26-22-07-0318	(共・国) 岡田 康男 他5名 東京弁護士会紛争解決センター運 営委員会委員長 日米ADRシンポジウム実行委員 会委員長 弁護士(太陽コスモ法律事務所)	米国のリーラ・ラブ教授、ダン・ワイツ 氏と我が国の研究者、実務家の参加を得 て、日米ADRの現状を踏まえた、日本に おけるADRの飛躍的な普及の実現および 効果的な調停人養成の工夫について研究 し、併せて同分野における両国の親善を 図る。	200,000円
平成22年	26-22-08-0319	(共) 手塚 宣夫 他5名 東海大学法科大学院 教授	平均的なサラリーマンに対する金銭管理 のアンケート調査により、多重債務予防 のための制度設計の基礎資料とする研究	900,000円
平成22年	26-22-09-0320	(共) 平田 彩子 他1名 東京大学法学院政治学研究科 助教	環境規制法執行をめぐる紛争処理—アメ リカとの比較、及び市民参加の観点から	1,000,000円
平成22年	26-22-10-0321	(共) 村山 真維 他4名 明治大学法学院 教授	「民事紛争全国調査データのアーカイブ 寄託」	600,000円
助成件数	10件		総額	6,000,000円

平成23年度

助成年度	研究助成番号	氏名 所属・地位	研究題目	助成金額
平成23年	27-23-01-0322	(個) 阿部 裕介 東北大学大学院法学院准教授	抵当法に関する学説史的研究	400,000

助成年度	研究助成番号	氏名 所属・地位	研 究 題 目	助成金額
平成23年	27-23-02-0323	(個) 稲葉 一人 中京大学法務研究科・法科大学院 教授	被災地における巡回メディエーションの 可能性に関する研究 —被災者支援としてのメディエーショ ン	550,000
平成23年	27-23-03-0324	(個) 今川 嘉文 神戸学院大学法科大学院 教授	投資取引被害に対する民事制裁制度の有 用性と課題～父権訴訟を中心として～	200,000
平成23年	27-23-04-0325	(個) 金炳学 福島大学行政政策学類法学系 准 教授	韓国における民事手続法・司法制度に關 する法令の調査・邦語訳編纂及び日・独・ 韓の三ヵ国比較法研究の基礎的考察	320,000
平成23年	27-23-05-0326	(個) 道垣内 弘人 東京大学大学院法学政治学研究科 教授	債務不履行における過失相殺	200,000
平成23年	27-23-06-0327	(個) 玉井 利幸 南山大学法学部 准教授	M&A取引と仮処分 —民事保全法23 条2項とエクイティ—	500,000
平成23年	27-23-07-0328	(個) 名津井 吉裕 大阪大学大学院高等司法研究科 准教授	一部認容としての条件付給付判決の可否	500,000
平成23年	27-23-08-0329	(共) 小塙 莊一郎 他2名 学習院大学法学部 教授	鉄道法制度の検討	550,000
平成23年	27-23-09-0330	(共) 佐藤 岩夫 他8名 東京大学社会科学研究所 教授	「2010年弁護士経済基盤調査」データに 基づく弁護士プロフェッショナルの実証研 究	740,000
平成23年	27-23-10-0331	(共) 高田 昌宏 他7名 大阪市立大学大学院法学研究科 教授	社会国家要請とグローバル化する法実務 との(緊張)関係	700,000
平成23年	27-23-11-0332	(共) 松村 良之 他2名 千葉大学法経学部 教授	地震・津波・原子力事故に伴う民事法律 問題と紛争発生状況の研究	840,000
平成23年	27-23-12-0333	(共) 三木 浩一 他3名 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授	民事訴訟法学会シンポジウム「民事訴訟 法の今後の改正課題」	500,000
助成件数	12件		総額	6,000,000

平成24年度

助成年度	研究助成番号	氏名 所属・地位	研 究 題 目	助成金額
平成24年	28-24-01-0334	(個) 上石 圭一 追手門学院大学社会学部 教授	弁護士人口大幅増員は弁護士の意識と行 動をどう変えたか	300,000
平成24年	28-24-02-0335	(個) 稲葉 一人 中京大学法科大学院 教授	被災者支援における「対話の場の創設」 と、「対話活動の促進」に関する研究	250,000
平成24年	28-24-03-0336	(個) 岩井 圭司 兵庫教育大学大学院学校教育研究 科 教授	精神科医の民事裁判への関与(鑑定、証 言等)を促進するための研究	250,000
平成24年	28-24-04-0337	(個) 金炳学 福島大学 行政政策学類 法学系 准教授	韓国における民事手続関連諸法の調査・ 邦語訳資料の整序および日本を介しての ドイツ民事民事訴訟法の韓国民事手続法 への継受過程の歴史的考察	200,000
平成24年	28-24-05-0338	(個) 笹邊 将甫 志學館大学 法学部 助教	イスラム民事訴訟法典の試証	150,000
平成24年	28-24-06-0339	(個) 森田 純 東北大学大学院法学研究科 准教授	判例法の変更が及ぼす社会的影響の実証 分析:入学金返還訴訟を題材に	350,000

助成年度	研究助成番号	氏 名 所属・地位	研究題目	助成金額
平成24年	28-24-07-0340	(個) 横溝 大 名古屋大学大学院法学研究科 教授	我が国の新たな国際裁判管轄法制に関する解釈論的検討	200,000
平成24年	28-24-08-0341	(共) 砂田 太士 他2名 福岡大学法学部 教授	企業法の訴訟法的考察	450,000
平成24年	28-24-09-0342	(共) 高田 昌宏 他2名 大阪市立大学大学院法学研究科 教授	古典的自由主義的民事訴訟の現代的射程	500,000
平成24年	28-24-10-0343	(共・国) 出口 雅久 他3名 立命館大学法学部 教授	トルコにおける最新民事訴訟法改正とADR	250,000
平成24年	28-24-11-0344	(共) 橋本 康弘 他3名 福井大学教育地域科学部 准教授	紛争処理技能の習得を目指す学校教育段階におけるフレームワークの開発研究	800,000
平成24年	28-24-12-0345	(共) 安田 和史 他3名 東京理科大学大学院イノベーション研究科知的財産戦略専攻 非常勤講師	Consumer Generated Media (CGM) の流通と民事紛争解決に関する研究	100,000
平成24年	28-24-13-0346	(共) 山田 文 他4名 京都大学大学院法学研究科 教授	ADR法の改正に関する調査研究	1,700,000
平成24年	28-24-14-0347	(共) 山本 克己 他3名 京都大学大学院法学研究科 教授	民事訴訟法学会シンポジウム「債権法改正と民事手続法」	500,000
助成件数	14件		総額	6,000,000

平成25年度

助成年度	研究助成番号	氏 名 所属・地位	研究題目	助成金額
平成25年	29-25-01-0348	(個) 嘉村 雄司 島根大学法文学部 准教授	クレジット・デリバティブのモラル・ハザードに対する利得禁止原則の適用可能性に関する研究	400,000
平成25年	29-25-02-0349	(個) 金炳学 福島大学行政政策学類法学系 准教授	韓国の民事訴訟法および民事執行法の邦語試証資料の完成ならびに日韓民事訴訟法共同研究集会資料準備作業	200,000
平成25年	29-25-03-0350	(個) 草野 芳郎 学習院大学法学部・法科大学院 教授	日本とインドネシアにおけるADRの現状比較と課題	600,000
平成25年	29-25-04-0351	(個) 南部 さおり 横浜市立大学医学部医学科 助教	学校事故・柔道事故に関する紛争およびその解決に関する研究	350,000
平成25年	29-25-05-0352	(個) 森脇 祥弘 高岡法科大学法学部 准教授	会社再編局面における債権者の処遇—フランス法の検討を中心に—	200,000
平成25年	29-25-06-0353	(個) 水島 朋則 名古屋大学大学院法学研究科 教授	領域外の民事紛争に対するアメリカの外国人不法行為法の適用について—アメリカ連邦最高裁2013年4月17日判決を素材として—	200,000
平成25年	29-25-07-0354	(個) 山木戸 勇一郎 北海道大学大学院法学研究科 准教授	第三者に帰属する実体法上の権利を執行債権とする強制執行において生じる諸問題	500,000
平成25年	29-25-08-0355	(個) 山口 敬介 立教大学法学部 准教授	非営利団体からの離脱者の財産的権利—非営利団体における個人の領分—	600,000
平成25年	29-25-09-0356	(個・特) 藤林 大地 同志社大学法学部 助教	不実開示を行った上場会社の倒産手続きにおける投資者の損害賠償請求権と一般債権者の利害調整	300,000

助成年度	研究助成番号	氏名 所属・地位	研 究 題 目	助成金額
平成25年	29-25-10-0357	(共) 金山 直樹 他 7名 慶應義塾大学法務研究科 教授	アジア契約法原則(PACL)総則編「契約の成立」構築に向けて —東アジア横断的比較法研究—	450,000
平成25年	29-25-11-0358	(共) 砂田 太士 他 3名 福岡大学法学部 教授	会社関係訴訟の多面的考察 一会社法・国際私法・手続法からの考察—	200,000
平成25年	29-25-12-0359	(共) 米田 憲市 他 3名 鹿児島大学大学院司法政策研究科 教授	法律相談・交渉場面のビデオ・エスノグラフィー 一ロイヤリティ教育の革新を目指して—	400,000
平成25年	29-25-13-0360	(共・特) 富田 哲 他 9名 福島大学行政政策学類 教授	原子力災害に対する損害賠償の課題 —直接請求・ADR・訴訟をめぐって—	1,200,000
平成25年	29-25-14-0361	(共) 佐藤 鉄男 他 3名 中央大学法科大学院 教授	平成26年度日本民事訴訟法学会シンポジウム 一倒産手続の扱い手—	400,000
助成件数	14件			総額 6,000,000

平成26年度

助成年度	研究助成番号	氏名 所属・地位	研 究 題 目	助成金額
平成26年	30-26-01-0362	(個) 王 冷然 徳島大学総合科学部 准教授	高齢消費者取引紛争における「適合性原則」の意義と機能についての基礎的考察	500,000
平成26年	30-26-02-0363	(個) 笹邊 将甫 帝塚山大学法学部 准教授	訴訟当事者間の実質的平等の確保に関する基礎的研究	200,000
平成26年	30-26-03-0364	(個) 翼 智彦 成蹊大学法学部 専任講師	環境民事訴訟における訴訟物および判決効の主体的範囲の構造	300,000
平成26年	30-26-04-0365	(個・特) 生駒 俊英 福井大学教育地域科学部 准教授	養育費の不払いに対する制度的対応	800,000
平成26年	30-26-05-0366	(個・特) 遠藤 隆幸 東北大学大学院法学部 准教授	監護紛争における「支援を求める権利」—子どもの権利論の再定位	800,000
平成26年	30-26-06-0367	(個・特) 早野 俊明 白鷗大学法学部 教授	成年子扶養法の規制のあり方に関する基礎研究—高等教育の費用負担を中心に—	300,000
平成26年	30-26-07-0368	(共) 石堂 典秀 他 1名 中京大学法務研究科 教授	スポーツ仲裁を通じた法形成に関する実証的研究	400,000
平成26年	30-26-08-0369	(共) 桑原 敏典 他 2名 岡山大学大学院教育学研究科 教授	「契約」概念を中心とする小中学生用紛争処理力育成プログラムの開発と実践	450,000
平成26年	30-26-09-0370	(共) 千葉 恵美子 他 3名 名古屋大学大学院法学研究科 教授	消費者取引に直結した電子決済サービスの法的分析と立法政策上の課題	600,000
平成26年	30-26-10-0371	(共・特) 吉田 邦彦 他 7名 北海道大学大学院法学研究科 教授	性同一性障害、同性愛者の家族紛争の研究—東アジアと欧米との比較	1,250,000
平成26年	30-26-11-0372	(共) 山本 弘 他 3名 神戸大学大学院法学研究科 教授	平成27年度日本民事訴訟法学会シンポジウム—当事者論の現代的課題—	400,000
助成件数	11件			総額 6,000,000

平成27年度

助成年度	研究助成番号	氏名 所属・地位	研 究 題 目	助成金額
平成27年	31-27-01-0373	(個) 今津 綾子 東北大学法學研究科 准教授	家事事件手続との連続性からみた訴訟事件の当事者適格	300,000

助成年度	研究助成番号	氏名 所属・地位	研究題目	助成金額
平成27年	31-27-02-0374	(個) 内海 博俊 立教大学法学部法学科 准教授	「多額多数」型集団訴訟の規律に関する再検討のための準備的研究 —アメリカ合衆国における「広域係属訴訟」ないし「擬似クラスアクション」に関する議論を素材として	400,000
平成27年	31-27-03-0375	(個) 温 笑侗 東北大学大学院法学研究科 准教授	取引所の自主規制と上場会社の行動をめぐる紛争処理	600,000
平成27年	31-27-04-0376	(個) 北坂 尚洋 福岡大学法学部 教授	離婚に伴う親権者・監護者指定についての離婚国の国際裁判管轄に関する研究	300,000
平成27年	31-27-05-0377	(個) 島村 晓代 信州大学学術研究科 准教授	企業年金をめぐる多様な紛争の法的処理	400,000
平成27年	31-27-06-0378	(個) 谷口 智紀 島根大学法文学部 准教授	日米比較法アブリーチによる法人の知的財産権取引に対する課税手法の研究	300,000
平成27年	31-27-07-0379	(個) 平田 彩子 明治大学研究・知的戦略機構 客員研究員	行政機関との交渉と紛争処理:アメリカとの比較から	1,000,000
平成27年	31-27-08-0380	(個) 丸山 絵美子 名古屋大学大学院法学研究科 教授	中途解除規範と契約の内容規制	300,000
平成27年	31-27-09-0381	(個) 吉澤 卓哉 京都産業大学法学科 教授	保険会社破綻に関する取締役の責任 一大火災破綻を題材に一	300,000
平成27年	31-27-10-0382	(共) 高田 昌宏 他 9名 大阪市立大学大学院法学研究科 教授	法学における伝統と革新	500,000
平成27年	31-27-11-0383	(共) 勅使川原 和彦 他 9名 早稲田大学大学院法務研究科 教授	民事訴訟法学における新次元の研究課題の構築(アジェンダ・セッティング)～2019年アジア初の世界訴訟法会議開催に向けて～	600,000
平成27年	31-27-12-0384	(共) 山下 典孝 他 4名(内未定者 2名) 大阪大学大学院高等司法研究科 教授	民事司法利用支援のための保険制度の役割に関する研究	500,000
平成27年	31-27-13-0385	(共) 菅原 郁夫 他 3名 早稲田大学大学院法務研究科 教授	平成28年度日本民事訴訟法学会シンポジウム 一民事訴訟法の隣接諸科学からの分析・検討	500,000
助成件数	13件		総額	6,000,000

平成28年度

助成年度	研究助成番号	氏名 所属・地位	研究題目	助成金額
平成28年	32-28-01-386	(個) 楠本 敏之 東京大学大学院法学政治学研究科 助教	個別の労働紛争処理の観点からみた労働委員会制度の利用実態とその社会的機能についての実証的研究	200,000
平成28年	32-28-02-387	(個) 斎藤 隆夫 桜美林大学ビジネスマネジメント学群 教授	簡易裁判所の活性化と司法書士の活用	200,000
平成28年	32-28-03-388	(個) 斎藤 宙治 東京大学大学院法学政治学研究科 助教	紛争解決における弁護士倫理の日米比較—離婚紛争を題材にした実証的研究—	750,000

助成年度	研究助成番号	氏名 所属・地位	研究題目	助成金額
平成28年	32-28-04-389	(個・国) 出口 雅久 立命館大学法学部 教授	専門訴訟の日独比較法研究	300,000
平成28年	32-28-05-390	(個) 原田 紗子 名古屋大学大学院法学研究科 教授	離婚紛争下の子どもの権利擁護～子ども の手続代理人の役割に焦点を当てて	750,000
平成28年	32-28-06-391	(個) 牧 真理子 大分大学経済学部 准教授	事業譲渡および会社分割の局面における 債権者保護ードイツ法の比較法的研究	200,000
平成28年	32-28-07-392	(個) 山田 文 京都大学大学院法学研究科 教授	国際調停の執行力に関する基礎的研究 —立法論を視野に入れて	500,000
平成28年	32-28-08-393	(個) 吉澤 卓哉 京都産業大学法学部 教授	直接請求権のない賠償責任保険の示談代 行と弁護士法72条	200,000
平成28年	32-28-09-394	(個) 米倉 暢大 神戸大学法学研究科 准教授	実体法における差押えの効力と差押債権 者の地位に関する研究	200,000
平成28年	32-28-10-395	(共) 川嶋 四郎 他2名 同志社大学法学部 教授	「総合的e-サポート・システム」による 紛争処理機構の構築に関する比較法的 実践研究	400,000
平成28年	32-28-11-396	(共) 古関 大樹 他4名 京都女子大学文学部および法学部 非常勤講師	「土地境界紛争における地籍資料の調査 研究と鑑定理論の構築」	500,000
平成28年	32-28-12-397	(共) 鈴木 康夫 他6名 明治学院大学 教授	「企業行政法」の確立に向けて 一企業 紛争における行政法の役割に関する基礎 的研究	200,000
平成28年	32-28-13-398	(共) 鈴木 將文 他2名 名古屋大学大学院法学研究科 教授	特許権侵害に基づく損害賠償請求権に關 する研究	200,000
平成28年	32-28-14-399	(共) 宮澤 節生 他5名 カリフォルニア大学ヘイスティングス・ロースクール 教授	リーガル・サービス・プロバイダの全体 構造に関する比較法社会学的研究への予 備調査	450,000
平成28年	32-28-15-400	(共) 山下 典孝 他4名 大阪大学大学院高等司法研究科 教授	民事司法利用支援のための保険制度の役 割に関する研究	250,000
平成28年	32-28-16-401	(共) 渡邊 知行 他3名 成蹊大学法科大学院 教授	原発事故をめぐる紛争の研究 一福島 県外「自主避難者」による集団訴訟を題 材に	500,000
平成28年	32-28-17-402	(共) 松下 淳一 他3名 東京大学大学院法学政治学研究科 教授	平成29年度日本民事訴訟法学会シンポジ ウム 一倒産法と優先順位	500,000
助成件数	17件		総額	6,300,000

平成29年度

助成年度	研究助成番号	氏名 所属・地位	研究題目	助成金額
平成29年	33-29-01-403	(個) 池田 悠 北海道大学大学院法学研究科 准教授	再建型倒産手続における雇用機会の確保 をめぐる利害調整過程の研究	700,000
平成29年	33-29-02-404	(個) 北坂 尚洋 福岡大学法学部 教授	国際家事事件手続に関する新たな法状況 下での1996年ハーグ条約の締結可能性に に関する研究	300,000
平成29年	33-29-03-405	(個) 竹部 晴美 京都府立大学公共政策部 準教授	債務者財産に関する情報取得とPost- Judgment Discovery	600,000

助成年度	研究助成番号	氏名 所属・地位	研究題目	助成金額
平成29年	33-29-04-406	(個) 田村 善之 北海道大学大学院法学研究科 教授	紛争防止・処理の役割分担という観点からみた特許法の各種要件論の再構築	400,000
平成29年	33-29-05-407	(個) 永井 洋士 青山学院大学大学院法務研究科 助手	和解契約を反故にする要因の研究 一過払金返還請求訴訟を題材にして	150,000
平成29年	33-29-06-408	(個) 増田 友樹 富山大学経済学部 講師	ドイツの倒産申立義務違反に基づく取締役の責任は会社法429条の取締役の第三者に対する責任とどれくらい異なるか	330,000
平成29年	33-29-07-409	(個) 佐藤 鉄男 中央大学大学院法務研究科 教授	台湾倒産法の改正動向と商會和解(和議)をめぐる展開	120,000
平成29年	33-29-08-410	(特) 飯 考行 専修大学法学部 教授	地方自治体及び企業における弁護士ヒヤリング調査を通じた「やりがい」の析出	500,000
平成29年	33-29-09-411	(個) フット・ダニエル 東京大学大学院法学政治学研究科 教授	「会社の隅々に進出する」弁護士:新しい法曹のあり方に関する比較研究	800,000
平成29年	33-29-10-412	(共) 桃島 裕之 他4名 西荻法律事務所 弁護士	フランスにおけるカルバ制度の現状とわが国への導入可能性に関する研究	500,000
平成29年	33-29-11-413	(共) コロンボジョルジョファビオCOLONBO Giorgio Fabio 他2名 名古屋大学法学研究科 准教授	A comparative study of the alternatives to litigation in Italy イタリアの新しい裁判外紛争解決制度について:日本法に与える示唆	350,000
平成29年	33-29-12-414	(共) 佐藤 岩夫 他5名 東京大学社会科学研究所 教授	法科大学院時代の法曹養成・法学研究者養成の課題と展望—全国法学研究科・法科大学院アンケートの結果に基づいて	300,000
平成29年	33-29-13-415	(共) 村山 真維 他2名 明治大学大学院法学研究科 教授	リーガル・サービスにおけるビジネス化の進展と弁護士イメージの変容	500,000
平成29年	33-29-14-416	(共) 森 大輔 他2名 熊本大学大学院人文社会科学研究部 准教授	損害賠償に関する法意識の日米比較調査—懲罰賠償の基礎になる法意識の探求	950,000
平成29年	33-29-15-417	(共) 勅使川原 和彦 他4名 早稲田大学大学院法務研究科 教授	国際訴訟法学会2019年世界訴訟法会議の研究課題の設定と準備活動	1,000,000
平成29年	33-29-16-418	(共) 笠井 正俊 他3名 京都大学大学院法学研究科 教授	平成30年度日本民事訴訟法学会シンポジウム 「強制執行法制の改正問題」	500,000
助成件数	16件			総額 8,000,000

平成30年度

助成年度	研究助成番号	氏名 所属・地位	研究題目	助成金額
平成30年	34-30-01-419	(個) 伊藤 隼 北海道大学大学院法学研究科 准教授	比較補助参加制度研究—主として独・仏法の議論を参照しつつ—	300,000
平成30年	34-30-02-420	(個) 岡田 陽介 愛媛大学法文学部人文社会学科 准教授	株式会社の不正会計をめぐる紛争の処理に関する研究	100,000
平成30年	34-30-03-421	(個) 香川 崇 富山大学経済学部経営法学科 教授	裁判外紛争解決手続(ADR)における時効完成猶予の研究	100,000

助成年度	研究助成番号	氏名 所属・地位	研究題目	助成金額
平成30年	34-30-04-422	(個) 久保 寛展 福岡大学法学部 教授	金融資本市場におけるゲートキーパーに対する民事責任の横断的研究	300,000
平成30年	34-30-05-423	(個) 高橋 倫一 宮城教育大学教育学部 准教授	民事訴訟に対する第三者の関わりの規律に関する理論的検討 —maintenance/champertyとの比較から—	200,000
平成30年	34-30-06-424	(個) 船津 浩司 同志社大学法学部 教授	会社の組織行為の無効の訴えの再構築	150,000
平成30年	34-30-07-425	(個) 潮海 久雄 筑波大学大学院ビジネス科学研究所 教授	AIと創作法(知的財産法)	250,000
平成30年	34-30-08-426	(個) 多田 望 西南学院大学法学 教授	域外的な電子証拠および電信通信技術を用いた証拠の収集に関する研究	400,000
平成30年	34-30-09-427	(個) フット・ダニエル 東京大学大学院法学政治学研究科 教授	紛争処理と法実務におけるAIの急速な発展：海外の経験から日本への示唆	700,000
平成30年	34-30-10-428	(共) 佐藤 健 他1名 国立情報学研究所 教授	アノテーションによる民事判例の論理的分析手法の開発	600,000
平成30年	34-30-11-429	(共) 金山 直樹 他10名 慶應義塾大学法科大学院 教授	PACL (Principles of Asian Contract Law)	300,000
平成30年	34-30-12-430	(共) 川嶋 四郎 他1名 同志社大学法学部 教授	社会的信頼基盤としての「民事裁判のICT化」と具体的規範形成の研究	400,000
平成30年	34-30-13-431	(共) 杉浦 保友 他14名 日本大学法務研究科 客員教授	ボイラープレート条項に関する紛争予防のための理論的・実務的研究	800,000
平成30年	34-30-14-432	(共) 山崎 晓彦 他4名 福島大学行政政策学類 准教授	WEBアクセシビリティの進展をめぐる民事責任に関する研究	400,000
平成30年	34-30-15-433	(共) 萩野 奈緒 他4名 同志社大学法学部 教授	フランス担保法の現代化—企業再生を視野に入れた担保法の構築に向けて	500,000
平成30年	34-30-16-434	(共) 勅使川原 和彦 他4名 早稲田大学大学院法務研究科 教授	国際訴訟法学会2019年世界訴訟法会議の研究課題の設定と準備活動(続)	1,000,000
平成30年	34-30-17-435	(共) 長谷部 由起子 他3名 学習院大学大学院法務研究科 教授	平成31年度日本民事訴訟法学会シンポジウム「第三者に対する判決効の拡張」	500,000
助成件数	17件		総額	7,000,000

令和元年度

助成年度	研究助成番号	氏名 所属・地位	研究題目	助成金額
令和元年	35-01-01-436	(特) 飯 考行 専修大学法学部 教授	組織内弁護士に対するヒアリング調査を通じた「やりがい」の分析	300,000
令和元年	35-01-02-437	(個) 岡成 玄太 大阪市立大学 准教授	固有必要的共同訴訟の成立範囲について	350,000
令和元年	35-01-03-438	(個) 川村 藍 筑波大学大学院ビジネスサイエンス系 助教	イスラーム金融のIT技術導入による民事紛争の争点とその課題	250,000
令和元年	35-01-04-439	(個) 北坂 尚洋 福岡大学法学部 教授	国際的な扶養事件において扶養料を適正・迅速に算定するための基準の策定に向けた研究	300,000

助成年度	研究助成番号	氏名 所属・地位	研究題目	助成金額
令和元年	35-01-05-440	(個) 楠本 敏之 東京大学大学院法学政治学研究科 特任講師	民事紛争処理に関与する弁護士の業務内容・労働条件等とその主観的厚生の関連性	500,000
令和元年	35-01-06-441	(個) 栗原 伸輔 北海道大学大学院法学研究科 准教授	個人倒産手続の比較法的検討－米国における改正論議を題材として	350,000
令和元年	35-01-07-442	(個) 滝澤 紗矢子 東北大学大学院法学研究科 教授	独禁法関係民事訴訟に関する比較法の観点からの調査研究	350,000
令和元年	35-01-08-443	(個) 翼 智彦 成蹊大学法学部 准教授	規範的要件の審理構造とその法適用理論上の意義	350,000
令和元年	35-01-09-444	(個) 横溝 大 名古屋大学大学院法学研究科 教授	国際保険取引を巡る紛争に関する国際裁判管轄についての解釈論的・立法論的検討	550,000
令和元年	35-01-10-445	(個) 松井 章浩 大阪工業大学大学院知的財産研究科 准教授	国際法違反に基づく民事紛争における執行免除一日韓請求権協定紛争をめぐる動向を中心一	100,000
令和元年	35-01-11-446	(個) 安井 英俊 福岡大学法学部 教授	現代型訴訟における証明困難の軽減	200,000
令和元年	35-01-12-447	(特) 佐藤 岩夫 他6名 東京大学社会科学研究所 教授	超高齢社会における法的支援のあり方に 関する実証的研究	1,200,000
令和元年	35-01-13-448	(共) 宮下 修一 他2名 中央大学大学院法務研究科 教授	司法過疎地域における司法サービスのあり方の再検証－成年後見制度と高齢者の消費者被害を中心に	700,000
令和元年	35-01-14-449	(共) 勅使川原 和彦 他4名 早稲田大学大学院法務研究科 教授	国際訴訟法学会2019年世界訴訟法会議の研究課題の設定と準備活動(三・完)	1,000,000
令和元年	35-01-15-450	(共) 坂田 宏 他3名 東北大学大学院法学研究科 教授	民事訴訟における審理ルールの多様化	500,000
		合計 15件		7,000,000

令和2年度

助成年度	研究助成番号	氏名 所属・地位	研究題目	助成金額
令和2年	36-02-01-451	(個) 植名 明大 千葉大学 社会精神保健教育研究センター 治療・社会復帰支援研究部門 特任准教授	精神障害を有する民事訴訟当事者への対応のあり方に関する探索的研究	900,000
令和2年	36-02-02-452	(個) 勅使川原 和彦 早稲田大学 教授	文書提出義務に関する民訴220条3号と4号の相互関係についての判例準則	200,000
令和2年	36-02-03-453	(個) 坂東 洋行 名古屋学院大学法学部 教授	会社法学からみたスポーツ団体のガバナンス(スポーツと法)	700,000
令和2年	36-02-04-454	(共) 川嶋 四郎 他1名 同志社大学法学部 教授	真に利用者の視点に立った「民事裁判のICT化」に関する規範的実践研究	300,000
令和2年	36-0205-455	(国交) 出口 雅久 立命館大学法学部 教授	国際シンポジウム「国内外におけるスポーツ仲裁裁判管轄の調整」	800,000
令和2年	36-02-06-456	(共) 山本 和彦 他4名 一橋大学法学部 教授	倒産法の立法論的検討	500,000
		合計 6件		

令和3年度

助成年度	研究助成番号	氏名 所属・地位	研究題目	助成金額
令和3年	37-03-01-457	(共) 出口 雅久 他4名 立命館大学法学部 教授	アジア・ラテンアメリカにおける強制執行法研究	700,000
令和3年	37-03-02-458	(共) 安井 英俊 他1名 福岡大学法学院 教授	面会交流の多面的考察—手続法・ジェンダー法からの考察—	400,000
令和3年	37-03-03-459	(共) 高田 昌宏 他3名 早稲田大学大学院法務研究科 教授	現代の民事手続きにおける裁判官の権限行使とその規律について	500,000
合計 3件				1,600,000

(個)：個人研究 (共)：共同研究 (国交)：国際交流 (特)：特定テーマ研究 *所属・地位は助成年度当時

◇ 民事紛争処理に関する研究助成のお知らせ ◇

公益財団法人民事紛争処理研究基金では、毎年度、4月1日～5月上旬頃の申請応募受付で、研究助成の申請を募集する予定であります。

民事紛争処理に関する研究を助成対象とし、1件につき100万円以下で、毎年度数件の助成を予定しております。個人研究でも共同研究でもよく、また申請できる方は、研究機関に所属する人に限らず、法曹実務家でも可能です。詳しくは、下記の基金連絡先に手紙もしくはファックスでお問い合わせ下さい。あるいは、ホームページ (<http://www.mnh.or.jp/>) からダウンロードして下さい。

〈連絡先〉 〒113-0033 東京都文京区本郷6-2-10-501
 公益財団法人民事紛争処理研究基金事務局
 ☎ 03（3818）6150 FAX 03（3818）0344
<http://www.mnh.or.jp/>

研究成果の公刊一覧

平成22～令和3年度までに助成をした研究課題について、その成果が公刊されたもので、その旨事務局に報告されたものは以下のとおりです。

*財団発足から平成21年度までの研究成果は、基金報16号・19号・27号又は『企業と紛争I・II』『法曹養成の新たなヴィジョンを模索する』を参照して下さい。

平成22年度

年 度	標 項	申請者等	掲 載 誌
平成22年度 (個)	0313 大韓民国執行官関連法令・規則邦語試訳	金 炳学	福島大学行政社会学会 行政社会論集 第23巻1号 2010年6月1日
平成22年度 (個)	0313 大韓民国弁護士試験法・同施行令 同規則および司法試験関連法令 同規則邦語試訳	金 炳学	福島大学行政社会学会 行政社会論集 第23巻2号 2010年10月1日
平成22年度 (個)	0313 外国民事訴訟法研究(23) 大韓民国法学専門大学院(ロースクール) 設置、運営に関する法律・同施行令邦語試訳	金 炳学	早稲田大学比較法研究所機関誌 比較法学 第44巻2号 2010年12月1日
平成22年度 (個)	0313 外国民事訴訟法研究(24) 大韓民国法律救助法・同施行令及び公益法務管に関する法律・同施行令邦語試訳	金 炳学	早稲田大学比較法研究所機関誌 比較法学 第44巻3号 2011年3月1日
平成22年度 (個)	0313 大韓民国消費者基本法・同施行令・消費者団体訴訟規則邦語試訳(1)(2完)	金 炳学	福島大学行政社会学会 行政社会論集 第23巻3号4号 2011年3月1日
平成22年度 (個)	0313 大韓民国公証人法・同施行令邦語試訳	金 炳学	公証法学 第40号 2010年12月20日
平成22年度 (個)	0313 外国民事訴訟法研究(25) 大韓民国法院組織法試訳	金 炳学	早稲田大学比較法研究所機関誌 比較法学 第45巻1号 2011年6月1日
平成22年度 (個)	0314 消費者法を作る人々——法形式におけるインセンティブ構造の阐明に向けての一試論——	森田 穀	新世代法政策学研究 第15号 2012年3月28日
平成22年度 (共)	0318 日米ADRシンポジウム 日本におけるより良いADRの実現と飛躍的普及をめざして——日米ADRの現状から学ぶ——	岡田康男 他5名	平成22年9月2日

年 度	標 題	申請者等	掲 載 誌
平成22年度 (共)	CASSANDRA, PROMETHEUS, AND HUBRIS: THE EPIC TRAGEDY OF FUKUSHIMA 0321	村山眞維 他 5名	Emarald 2015年10月

平成23年度

年 度	標 題	申請者等	掲 載 誌
平成23年度 (個)	抵当権者の「追及権」について一抵当権実行制度の再定位のために(1)~(9完) 0322	阿部裕介	法学協会雑誌 第129巻11号12号、第130巻1号5号6号11号12号、第131巻10号11号 平成24年11月12月、平成25年1月5月6月11月12月、平成26年11月12月
平成23年度 (個)	大韓民国財産明示手続関連法規、財産照会規則および債権の公正な取立てに関する法律、同施行令邦語試訳 0325	金 炳学	行政社会論集 第24巻第1号 福島大学行政社会学会 2010年6月1日
平成23年度 (個)	大韓民国公証人法定員および身元保証金に関する規則・公証人手数料規則邦語試訳 0325	金 炳学	公証法学 第41号 2011年12月20日
平成23年度 (個)	外国民事訴訟法研究(26) 大韓民国証券関連集団訴訟法・同規則邦語試訳 0325	金 炳学	早稲田大学比較法研究所機関誌 比較法学 第45巻2号 2011年12月1日
平成23年度 (個)	大韓民国仲裁法邦語試訳 0325	金 炳学	行政社会論集 第24巻第3号 福島大学行政社会学会 2012年3月1日
平成23年度 (個)	外国民事訴訟法研究(27) 大韓民国家事訴訟法邦語試訳 0325	金 炳学	早稲田大学比較法研究所機関誌 比較法学 第46巻1号 2012年6月1日
平成23年度 (個)	債務不履行における相殺過失—債務不履行法改正との関係において 0326	道垣内弘人	法曹時報 第65巻1号 2013年1月10日
平成23年度 (共)	鉄道運送法の現代化 0329	家田 崇 久保大作 小塚莊一郎	NBL 995号 2013年2月15日
平成23年度 (共)	変動期の日本の弁護士 0330	佐藤岩夫 他 8名	日本評論社 2015年2月1日
平成23年度 (共)	高田昌宏・野田昌吾・守谷健一編 グローバル化と社会国家原則 一日独シンポジウムー 0331	高田昌宏 他 7名	信山社 2015年5月30日
平成23年度 (共)	CASSANDRA, PROMETHEUS, AND HUBRIS: THE EPIC TRAGEDY OF FUKUSHIMA 0332	村山眞維 Lloyd Burton	Studies in Law, Politics and Society Volume 68 2015年

平成24年度

年 度	標 項	申請者等	掲 載 誌
平成24年度 (個)	0337 大韓民国家族関係の登録等に関する法律 邦語試訳	金 炳学	行政社会論集 第25巻第1号 福島大学行政社会学会 2012年7月1日
平成24年度 (個)	0337 大韓民国家族関係の登録等に関する規則	金 炳学	行政社会論集 第25巻第2号 福島大学行政社会学会 2012年10月1日
平成24年度 (個)	0337 外国民事訴訟法研究(28) 大韓民国民事調停法・同規則邦語試訳	金 炳学	早稲田大学比較法研究所機関誌 比較法学 第46巻2号 2012年12月1日
平成24年度 (個)	0338 スイス民事訴訟法典の試訳(1)(2・完)	笛邊将甫	志學館法学 第13号 第14号 2012年3月10日
平成24年度 (個)	0340 国際専属管轄 国際裁判管轄における緊急管轄について "The New Act on International Jurisdiction in Japan: Significance and Remaining Problem" Zeitschrift fuer Lapanisches Recht	横溝 大	名古屋大学法制論集 245号 2012年 法曹時報 64巻8号 2012年 Journal of Japanese Law Vol.34 2012年
平成24年度 (共)	0341 原発訴訟における「立証責任の必要」について	安井英俊	福岡大学法学論叢 第57巻4号 平成25年3月
平成24年度 (共)	0341 ドイツ企業再建法における企業再建手法としてのデット・エクイティ・スワップ	久保寛展	福岡大学法学論叢 第58巻1号 平成25年6月
平成24年度 (共)	0342 古典的自由主義と現代民事訴訟	ロルフ・シュテュルナー 守矢健一(訳)	民商法雑誌 第148巻1号 2013年4月15日
平成24年度 (共)	0343 Grundlinien der Reform der Zivilproessordnung in der Turkei Turkische Zwangsvollstreckung Das Einleitungsverfahren	Hakan Pekcanitez	Ritsumeikan Law Review Nr 30 2013年6月1日
平成24年度 (共)	0347 《シンポジウム》債権法改正と民事手続法	山本克己 他3名	日本訴訟法学会 民事訴訟雑誌60号 2014年3月31日

平成25年度

年 度	標 題	申請者等	掲 載 誌
平成25年度 (共) 0348	クレジット・デリバティブ取引に対する 保険 契約法・保険監督法の適用可能性の検討	嘉雄司	損害保険研究 第76巻第2号 2014年8月
平成25年度 (個) 0349	大韓民国医療事故被害救済および医療紛 争調停等(医療ADR)に関する 法律邦語試訳	金 炳学	行政社会論集 第26巻第1号 福島大学行政社会学会 2013年10月1日
平成25年度 (個) 0349	大韓民国医療事故被害救済および医療紛 争調停等(医療ADR)に関する 法律施行令・同規則邦語試訳	金 炳学	行政社会論集 第26巻第2号 福島大学行政社会学会 2014年1月1日
平成25年度 (個) 0349	大韓民国憲法裁判所法邦語試訳	金 炳学	行政社会論集 第26巻第3号 福島大学行政社会学会 2014年2月1日
平成25年度 (個) 0349	大韓民国憲法裁判所審判規則邦語試訳	金 炳学	行政社会論集 第26巻第4号 福島大学行政社会学会 2014年3月1日
平成25年度 (個) 0349	外国民事訴訟法研究(29)(31) 大韓民国非訟事件手続法邦語試訳(1)(2・ 完)	金 炳学	早稲田大学比較法研究所機関誌 比較法學 第47巻2号3号 2013年12月1日 2014年3月1日
平成25年度 (個) 0350	インドネシアの和解、調停について 二〇〇八年最高裁判規則の作成と法整備 支援	草野芳郎	民事手続法の比較法的・歴史的研究 河野正憲先生古稀祝賀 慈学社 2014年12月10日
平成25年度 (個) 0350	WAKAI Penyelesaian Sengketa Ala Japang	草野芳郎	Grafindo Books Madia 「和解技術論」のインドネシア語版 2015年
平成25年度 (個) 0351	学校によるいじめ自殺・死亡事故報告に 関する一考察 —保護者が納得できる説明と謝罪に向 けて—	南部さおり	National Council on Crime and De- linquency in Japan NCCD Japan第 47号 (通算120号) 2014年2月1日
平成25年度 (個) 0351	部活動の安全指導ー先生方に心がけて頂 きたいことー	南部さおり	「武道における安全指導研修会」 (名古屋市教育委員会主催2014年 9月17日開催配布資料)
平成25年度 (個) 0353	米国の外国人不法行為法の領域外適用に ついてーキオベル事件連邦最高裁判決を 素材としてー	水島朋則	『村瀬信也先生古稀記念 国際法 学の諸相——到達点と展望——』 2015年1月1日
平成25年度 (個) 0355	非営利団体財産に対する離脱者の権利 (3)(4)(5)(6)(7)	山口敬介	法学協会雑誌 第131号第7号8号9号10号 第132巻第9号 2015年9月1日
平成25年度 (個) 0356	アメリカにおける株主等の損害賠償債権 の会社倒産時の劣後化ー連邦倒産法510 条(b)項の意義・再論ー	藤林大地	同志社法学 第66巻2号(369号) 2014年7月31日

年 度	標 題	申請者等	掲 載 誌
平成25年度 (共) 0358	企業結合関係における倒産処理 —ドイツにおける企業結合倒産法 (Konzerninsolvenzrecht)の制定に向けた 近年の軌跡—	久保寛展	福岡大学法学論叢 第58巻4号 平成26年3月
平成25年度 (共) 0358	父子関係訴訟における検証協力義務につ いて	安井英俊	福岡大学法学論叢 第58巻4号 平成26年6月
平成25年度 (共) 0358	親会社取締役の義務と責任 —福岡魚市場株主代表訴訟事件と兼任関 係を中心に—	砂田太士 他2名	企業法の現代的課題 正井章作先 生吉稀祝賀 成文堂 2015年7月20日
平成25年度 (共) 0361	《シンポジウム》倒産手続の扱い手	佐藤鉄男 他3名	日本訴訟法学会 民事訴訟雑誌61号 2015年3月31日

平成26年度

年 度	標 題	申請者等	掲 載 誌
平成26年度 (個) 0362	高齢者の投資取引における適合性原則の 意義と役割 —最高裁平成17年7月14日判決以降の下 級審裁判例の分析を中心に—	王冷然	徳島大学社会科学研究 第29号 2015年12月
平成26年度 (個) 0363	民事訴訟法における弁護士の守秘義務と 秘匿特権 Penyelesaian Sengketa Ala Japang	笛邊将甫	帝塚山法学 第27号 2016年3月
平成26年度 (個) 0364	ドイツ行政裁判所法上の規範統制手続の 裁判の一般的拘束力と参加制度	翼智彦	成蹊法学 第81号 2014年12月19日
平成26年度 (個) 0364	形成概念と第三者規律(一)(二)(三)(四) (五) —行政法上の第三者効および第三者再審 を手掛かりとして—	翼智彦	国家学会雑誌 第128巻第5・6号、 第7・8号、第9・10号 第11・ 12号 第129巻第3・4号 2015年6月25日、8月25日、10月 25日、12月25日 2016年4月25日
平成26年度 (個) 0367	大学在籍中の成年子に対する親の扶養義 務	早野俊明	白鷗法学 第21号2号 (通巻第44号) 2015年3月1日
平成26年度 (共) 0368	学際的アプローチによるオリンピックの 探求	石堂典秀 他1名	中京大学社会科学研究叢書40号 2016年12月26日

平成27年度

年 度	標 題	申請者等	掲 載 誌
平成27年度 (共) 0370	キャッシュレス決済と法規整	千葉恵美子(編)	民事法研究会 2019年3月31日
平成27年度 (共) 0373	遺産分割審判における前程問題の処理に 関する一試論	今津綾子	民事手続法の現代的課題と理論的 解明 徳田和幸先生古稀祝賀論文集 弘文堂 2017年2月15日
平成27年度 (個) 0376	有責配偶者であるフランス人妻から日本 人夫に対する離婚請求の際の親権者指定 の国際裁判管轄権及び準拠法	北坂尚洋	戸籍時報 No.733 2015年11月
平成27年度 (個) 0376	離婚の訴えに伴う親権者指定等に関する 裁判についての離婚管轄国の国際裁判管 轄権 —1996年ハーグ条約及びEU規則 について—	北坂尚洋	福岡大学法学論叢 第60巻第4号 2016年3月
平成27年度 (個) 0376	離婚と親権者指定の同時解決	北坂直洋	国際私法年報 第19号 2017年
平成27年度 (個) 0377	個人年金法制の設計と展望 —チリとニュージーランドの法制度と確 定拠出年金法改正—	島村暁代・渡邊智 之	信州大学経法論集 第3号 2018年
平成27年度 (個) 0377	ブラジルにおける公的年金と補足的保障 制度 —2016年から2017年の政治的な混 乱の間で—	島村暁代	信州大学経法論集 第3号 2018年
平成27年度 (個) 0381	中途解除と契約の内容規制	丸山絵美子	有斐閣 2012年3月10日
平成27年度 (個) 0382	大成火災破綻に関する取締役の任務懈怠 責任	吉澤卓哉	京都産業大学法学会 第49巻第3号 2015年11月
平成27年度 (共) 0384	現物出資の財産価格填補責任と弁護士賠 償責任保険	山下典孝 他4名	企業法学の論理と体系 永井和之先生古稀記念論文集 中央経済社 2016年8月1日
平成27年度 (共) 0384	現物出資の財産価格填補責任と弁護士賠 償責任の免責事由該当性	山下典孝 他4名	新・判例解説Wattpch vol.19 2016年10月

平成28年度

年 度	標 項	申請者等	掲 載 誌
平成28年度 (個)	0388 Japanese Divorce lawyers: Their success After Their Own divorce.	齋藤宙冶	Vol 20-1 Asia-Pacific Law & Policy Journal 1-49 2018年12月
平成28年度 (個)	0391 事業譲渡における再建者保護—商号統用規定の検討	牧真理子	大分大学経済論集第69巻第1・2合併号 2017年7月
平成28年度 (個)	0391 事業譲渡にかかる判例法の発展	牧真理子	検証 判例会社法 2017年11月
平成28年度 (個)	0393 直接請求権のない賠償責任保険示談代行と弁護士法72条	吉澤卓哉	損害保険研究 第79号2巻 2017年8月
平成28年度 (共)	0397 行政規制がわかる企業法務担当者のための行政法ガイド	鈴木庸夫 他2名	第一法規 2017年3月30日
平成28年度 (共)	0400 保険判例研究 第36回 弁護士賠償責任保険における弁護士報酬にかかる保険金請求事件	山下典孝 他4名	法律のひろば 2016年11月
平成27年度 (共)	0384 「民事司法利用支援のための保険制度の役割」—平成28年度大会シンポジウム— 民事司法利用支援のための保険制度の役割：はじめに依頼者保護のための制度構築に関する問題	山下典孝	保険学雑誌 第636号 2019年3月
平成28年度 (共)	0400 「民事司法利用支援のための保険制度の役割」—平成28年度大会シンポジウム— 弁護士費用保険を巡る諸問題—弁護士費用特約を中心に—	大井暁	
	「民事司法利用支援のための保険制度の役割」—平成28年度大会シンポジウム— 経済分析に基づく民事紛争への保険利用の問題と課題	池田康弘	

平成29年度

年 度	標 項	申請者等	掲 載 誌
平成29年度 (個)	0406 プロ・イノベーションのための特許制度のmuddling through(5完)	田村善之	知的財産法政策学研究 第50号 2018年4月
平成29年度 (個)	0406 知的財産法学の課題—旅の途中で—	田村善之	知的財産法政策学研究 第51号 2018年10月
平成29年度 (個)	0406 均等論の第5要件(意識的除外・審査経過禁反語)における出願時同効材への均等論適用とDedicationの法理の採否—マキサカルシトール事件最判の検討—	田村善之	知的財産法政策学研究 第52号 2018年11月

年 度	標 題	申請者等	掲 載 誌
平成29年度 (個)	0406 不正競争法司法2条1項1号と商標法4条1項10号の「需要者の間に広く認識されている」の意味と除斥期間経過後の無効の抗弁と商標権の濫用の成否—エマックス事件最判の検討—	田村善之	知的財産法政策学研究 第52号 2018年11月
平成29年度 (個)	0407 和解の確定効に関する一試論	永井洋士	青山法務研究論集 第14号 2017年10月
平成29年度 (個)	0407 和解契約を反故にする方法とその考慮要素—過払金返還請求訴訟を題材として	永井洋士	青山法務研究論集 第15号 2018年3月
平成29年度 (個)	0411 「会社の隅々に進出する」弁護士：新しい法曹のあり方に関する比較研究	フット・ダニエル	Washington International Law Journal VOLUME27 NUMBER 1 2017年11月
平成29年度 (共)	0416 Compensation, punishment, and deterrence: a survey on the purpose of tort damages in the case of a defective in Japan	森大輔 高橋脩一 池田康弘	Asia-Pacific Journal of Regional Science 2017年

平成30年度

年 度	標 題	申請者等	掲 載 誌
平成30年度 (個)	0419 補助参加制度の機能に関する一考察(1)～(5)	伊藤隼	法学協会雑誌 第137巻7号10号 第138巻2号8号 第140巻2号 2020年7月10月 2021年2月8月 2023年2月
平成30年度 (共)	0432 WEBアクセシビリティの進展をめぐる民事責任に関する研究	山崎暁彦 他4名	福島大学行政社会学会 行政社会論集 第31巻 第1号 2018年7月
平成30 年度 (共)	0432 住宅宿泊事業法(民泊新法)施行後の状況と消費者への影響	中里真	福島大学強制社会学会 行政社会論集 第32巻第4号 2020年3月
平成30 年度 (共)	0432 先端消費者法問題研究第2巻 一研究と実務の交錯—	山崎暁彦 他11名	ネットとうほく選書 民事法研究会 2021年3月
平成30 年度 (共)	0433 フランス担保法の現代化—企業再生を視野に入れた担保法の構築に向けて	荻野奈緒 他4名	
平成30 年度 (共)	0434 国際訴訟法学会2019年世界訴訟法会議の研究課題の設定と準備活動(続)	勅使川原和彦 他4名	第16回世界訴訟法会議 グローバリゼーションと技術革新を越えて進む民事司法の挑戦 2019年11月

令和元年度

年 度	標 題	申請者等	掲 載 誌
令和元 年度 (個) 0437	固有必要的共同訴訟の成立範囲について (1)	岡成玄太	法学雑誌 第65巻 第3・4号 2019年12月
令和元 年度 (個) 0437	固有必要的共同訴訟の成立範囲について (2)	岡成玄太	法学雑誌 第66巻第1・2号 2020年3月
令和元 年度 (個) 0438	イスラーム金融のIT技術導入による民事紛争の争点とその課題 New Dispute Resolution approach and Models for Islamic Finance	川村藍	Arab Law Quarterly Volume34 2020年
令和元 年度 (個) 0439	国際的な扶養事件において扶養料を適正・迅速に算定するための基準の策定に向けた研究	北坂尚洋	月刊 戸籍時報 令和元年8月号 通巻785号 2019年8月
令和元 年度 (個) 0446	民事訴訟における無断録音の証拠能力	安井英俊	福岡大学法学論叢 第66巻2号 2021年9月

令和2 年度

年 度	標 題	申請者等	掲 載 誌
令和2 年度 (個) 0452	会社法学からみたスポーツ団体ガバナンス	坂東洋行	名古屋学院大学論集(社会科学編) Vol.57 No.4 2021年3月
令和2 年度 (個) 0453	スポーツ団体のガバナンス～組織のガバナンスの欠如と監督者の不備	坂東洋行	月刊税理 2023.4 第66巻第4号 2023年4月
令和2 年度 (共) 0454	民事裁判ICT化論の歴史的展開	川嶋四郎 笠原毅彦 上田竹志	日本評論社 2021年12月

令和3 年度

年 度	標 題	申請者等	掲 載 誌
令和3 年度 (共) 0459	民事裁判官に権限行使をめぐる規律のあり方	高田昌宏	民事訴訟雑誌 第69巻 2023年3月

(個)：個人研究 (共)：共同研究 (国交)：国際交流 年度の項の数字は助成番号を示す

〈研究（中間）報告〉

令和4年度研究助成を行った方々から下記の通り研究成果の報告（中間報告）をいただいております。

〈個人研究〉 1

スポーツ仲裁制度の利用者に対する意識調査

石堂典秀

スポーツから生じる紛争は、代表選考など迅速な解決が求められるものが多く、裁判所ではなくスポーツ仲裁において解決されるケースが多い。わが国では、日本スポーツ仲裁機構（JSAA）が、2003年4月7日に設立されて以来20年近く、スポーツに関する紛争を専門として扱ってきた。これまでにJSAAが行ってきた仲裁事件は70件にのぼる（ドーピング違反事件を除く）。本調査研究では、過去のJSAAにおいて関係当事者となった人たちを対象にアンケート調査を行い、スポーツ仲裁においては、申立人は選手や指導者であり、被申立人がスポーツ団体となる。今回の調査対象となるのは、申立人、申立側代理人とスポーツ団体、団体側代理人であるが、申立人は匿名であり、さらに相手方のスポーツ団体についても、事前のヒアリング調査で分かったのであるが、担当職員も入れ替わるなど紛争当時の状況を知る人を見つけ難い場合があ

ることも分かった。そのため、まず申立側代理人と被申立人側代理人を中心にアンケート調査を実施した。アンケート調査の内容としては、民事訴訟制度研究会編「民事訴訟利用者調査」（商事法務）を参考にしながら、代理回数、代理人となった経緯、仲裁に至る経緯、仲裁人に対する評価、仲裁判断に対する評価、仲裁を経験した上で改善点等を聞いた。多くの代理人が仲裁に対する公平性について同意しているものの、仲裁判断に関してはかなり評価が分かれていた。そのあたりの原因について今後の調査が必要と考えられるが、今回の調査で多くの貴重な回答結果が得られた。多くの代理人（団体側代理人も含め）が仲裁判断に求めるものが、選手の権利の実現と回答するなどスポーツ仲裁固有の特徴もみられた。今後、調査結果をまとめた上で、ヒアリング調査を実施したいと考えている。

〈個人研究〉 2

**スパイキングニューラルネットワーク（SNN）を用いたODRにおける
創造的な交渉支援研究**

大塩 浩平

本研究は、日本国の法令や判例、ソフトロー、あるいは慣例や事情に合わせた法解釈を加えた法的推論に基づいたAIを活用し、法的問題の解決をより円滑にするための法的交渉支援用AIを開発するにあたり、スパイキングニューラルネットワーク（以下SNN）を用いたものである。ODR（オンライン紛争解決）は「情報通信技術を活用して、紛争を予防、管理、解決するための仕組み」と定義される。本研究では紛争発生後、ODRにおいていくつかのフェーズがある中でも、特に当事者間での交渉を行う「交渉フェーズ」の支援を研究している。スパイキングニューラルネットワークを用いることで、複雑な証拠と複数の法的規則を同時に処理することができ、証拠

に含まれるテキストなどの非構造データの処理も可能である、という利点がある。交渉フェーズにおけるAIを用いたODRでの交渉支援として、オンライン上の場の設定、合意誘導、解決目安の提示、合意案の検討といったものが挙げられる。現在、一般的かつ簡易的な消費者紛争の事例を用いて、調停人を除く当事者双方の提示した解決案を「足して2で割る」という基本的な支援に加えて、ルールベース推論や帰納推論によって事件に法令を適用することができ、類似の判例を用いた推論を行うことで合意の誘導や解決目安を提示するといった支援が可能なAIを作成している。今後、より複雑なマルチモーダル情報を取り入れた研究を行う予定である。

〈個人研究〉 3

裁判官による私知の利用・独自調査の可否及び限界

岡成玄太

本研究は、裁判官が訴訟外で得た情報（いわゆる私知）を利用するとの可否・限界、また、裁判官が独自調査（文献の閲覧、インターネットの利用、専門家への意見聴取等）を行うとの可否・限界を探ることを最終的な目的とする。この普遍的な問い合わせについては、各國で比較法研究、歴史研究が蓄積されてきたが、近時、わが国と類似の証拠法体系を有する諸

国（例えばドイツ・イタリア）において、アメリカでの議論を手掛かりに従来の思考枠組の相対化を試みる動きが観察される。このような現状認識のもと、2022年8月より、ニューヨーク大学（U.S. Asian Law Institute）の客員研究員としてアメリカ法の研究にあたった。具体的には、裁判官の独自調査 judicial independent research に関する法規制に関する

お網羅的な文献調査を行ったのち、2023年1月以降は、特に裁判所による科学的知見の調査に焦点を当てて研究を進めた。文献調査のほか、連邦裁判所・州裁判所の複数の裁判官、アメリカの法廷での証言経験のある科学者、日本の裁判官、弁護士、アメリカ法に強い影響を受けた実務を展開しているイタリアの研究者に対して、聞き取り調査も実施した。

裁判官による科学的知見の独自調査の問題に限定し、現時点で得られた知見を簡単に整理する（以下の記述は連邦裁判所の実務を念頭に置く）。科学的知見は訴訟の様々な段階、で収集・利用されるが、裁判官の独自調査という観点からは、(1)科学的知見が立法事実として用いられる場面、(2)専門家証人の許容性の審理の場面の議論が特に参考になる。

(1)の文脈では、伝統的に、裁判官は制約なしに科学的知見を独自調査し利用してきたが、その傾向は近時とりわけ強化されており、批判も高まっている。とりわけ、当事者に対する告知がないこと、裁判官が依拠する科学的知見の信頼性を審理する手続が存在しないことが問題視されており、実際、重大な事実

誤認があると科学者から指摘されている判例を容易に見つけることができる。

(2)は、当事者の提出した専門家証人の許容性の審理に際して、裁判所が独自に記録外の情報を収集・利用できるかという問題である。関連する複数の法規範の適用関係は明確でなく、判例も統一されていない。現場の裁判官の意識も多様である。かかる不確実性のもと、複数の学者・裁判官が、関連規定の改正による法の明確化の必要性を説いている。大きくは、独自調査を全面的に禁止する方向と、当事者への手続保障のもとで独自調査を全面解禁する方向に分かれる。主要な考慮要因としては、裁判官の中立性、真実発見、手続保障と訴訟経済のバランスの取り方、科学と社会との強い相互作用の中で裁判所が引き受けるべき役割に関する哲学の相違などが挙げられる。最後の点に関わるが、科学的知見の独自調査の規制という問題は、民事訴訟において、いかなる基準で科学的知見の信頼性するかという問題と切り離しては論じにくい。

研究成果は2023年度以降に順次公表する予定である。

〈個人研究〉 4

精神科入院医療における患者の権利擁護と意思決定支援に関する法制度のあり方についての社会的調査

高嶋里枝

本研究の目的は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（以下、「精神保健福祉法」という。）に基づく精神科入院医療において、病院内で紛争が起こった際、患者が利用できる権利擁護制度や紛争解決の手段はどのように運用されているかを明らかにし、今後どの

ようにあるべきかについて示唆を得ることであった。

研究計画通り、精神医療に関わる様々な立場の人にインタビュー調査を行った。2022年10月までの間にオンラインでインタビューを実施し、患者5名、医師4名、看護師3名、

精神保健福祉士4名、弁護士5名、家族3名、NPO代表1名に聴き取りをした。

立場ごとの特徴と、立場を超えて法制度に対する具体的な認識を分析し、入院医療と強制性についての法制度に対し、運用上の形骸化が危惧されていることを明らかにした。その背景に精神科特例という他の診療科とは異

なる人員配置の制度があり、現場の人手不足がコミュニケーションのあり方に影響を及ぼしていることをそれぞれの立場ごとの語りから質的に明らかにした。また、精神保健福祉法に規定されることが検討されていた権利擁護者・アドボケイト制度のあり方について示唆を得た。

〈共同研究〉 1

医師養成を行う医学部での法学教育の実態把握と課題

代表者 飯島祥彦

研究の進捗は予定よりやや遅れている。82大学の全医学部のシラバスを調査して、民事法、民事法などの法教育を実施している科目を抽出した。いわゆる「法医学」科目は除外した。その結果、法教育関連科目を設置している大学医学部は34校(41.5%)、設置していない大学医学部は48校(58.5%)であった。非医療系学部を医設置している総合大学47校のうち、14校(29.8%)が設置していた一方、医科系単科大学35校では20校(57.1%)が設置していた。

法教育科目を設置している34校のうち、履修を必修としているのは12校(35.3%)、選択としているのは22校(64.7%)であった。法教育科目の配当学年は1年生が22校(64.7%)、2年生が2校(5.9%)、3年生が3校(8.8%)、4年生が3校(8.8%)、1年から4年までの選択性が4校(11.8%)で、60%以上は1年時に配当していた。科目の責任者の専攻は、民事法8名(23.5%)、公法5名(14.7%)、民事系3名(8.8%)、刑事系1名(2.9%)、基礎法2名(5.9%)、心理学

1名(2.9%)、法曹7名(20.6%)、医療系3名(8.8%)、人文系2名(5.8%)、医療安全1名(2.9%)、法医学1名(2.9%)であった。講義で扱う内容は、民事領域は28校(82.4%)、刑事領域は18校(52.9%)、公法領域は14校(41.2%)であった。

以上から、医学部において法教育科目は選択制が多く、法教育が医学教育の中で重要な地位を占めているとは必ずしもいえない状況であることが判明した。医科系単科大学で法教育科目を設置していることが総合大学と比較で多い結果となったが、その要因についてはさらに精査が必要である。また、実施している法教育の内容は、大学医学部により相違があり、今後、医師養成を行う医学部における法教育のあり方はさらに検討を要すると考える。

今後は、医師、特に臨床医に求められる医学部で求められる法に係る知識と実践的応用力について、実務家である弁護士と医師を対象とした調査を行う予定である。

〈共同研究〉 2

2021年民事訴訟利用者調査データの二次分析

代表者 石田京子

本研究は、2021年に民事訴訟制度研究会が行った民事訴訟の利用者に対する調査である「日本の民事裁判制度についての意識調査」の2次分析をなすこととする目的としている。その意義は、2021年の調査結果およびそれまでの調査の意義を最大限に引き出し、司法制度の利用者の意見・意識を汲み取り、それを制度の改革・改善に適切に反映させる点にある。2021年調査実施以降、月に1回の研究会を開催し、本研究の前提となる第1次報告書とりまとめの準備を進めてきた。しかし、今回の調査より、今後の調査を持続可能なものにすべく報告書の作成を分担執筆制に変更

したため、当初の計画より第1次報告書の完成が遅れ、2023年4月にようやくすべての原稿を揃え、出版社への原稿の提出を済ませた段階である。今後、この第1次報告書の内容を前提に、どのような視点からの2次分析が有効であるか、その方向性を検討したのち、夏から冬にかけて、集中的な議論と検討を行う予定である。

上記の事情から、助成して頂いた研究費については、今後対面式で行う研究会の交通費のほか、2次分析に向けたデータの統合・整理のための業務委託費、資料代として支出する予定である。

〈共同研究〉 3

高等学校における民事紛争処理学習のカリキュラム構築

代表者 小貫篤

本研究の目的は、高等学校における民事紛争処理学習のカリキュラムを構築することである。本研究の目的を達成するための方法として、当初は、高等学校公民科「公共」「倫理」「政治・経済」において民事紛争処理のための交渉、調停の技能を育成する授業や、民事紛争処理のための法的な考え方を習得させる授業を開発し、授業を行い、行った授業を分析することを通して高等学校公民科における民事紛争処理学習の単元指導計画、授業構成、評価などを構築することを目指していた。

研究を進めるうちに、系統的で学習効果のある民事紛争処理学習のカリキュラムを構築するためには、①公民科のみならず地理・歴史科でも紛争処理の学習が必要であること、②日本だけでなく諸外国における紛争処理の学習を調査し比較する必要があること、の2点が明らかとなった。上記2点に対応するため、①については、地理では大野新教授（大東文化大学）、歴史では阿部真隆教諭（愛媛県立松山東高等学校）・傳田佳史教諭（長野県諏訪清陵高等学校）、渡邊優輔教諭（福島県立福

島高等学校）に研究協力者として本研究に参加していただいた。つまり、図1の構造で研究が進んでいる。②については、韓国の高等学校でどのような紛争処理学習が行われているのか調査をすることにした。調査は2023年9月に、ソウル近郊の高等学校で、2年生の教科「政治と法」の授業を見学するとともに授業者へのインタビューを行う予定である。

現時点での会議は、公民チームが5回（2022年8月2日、9月25日、12月2日、2023年2月5日、2023年3月29日）、歴史チームが2回（2022年11月25日、2023年2月23日）、地理チームが2回（2023年1月11日、2023年3月29日）実施している。

研究内容の進捗としては、公民チームは、「公共」「倫理」「政治・経済」を合わせて6つの授業を開発した。2023年5月～8月の期間に高等学校等で6つの授業を全て行う予定である。実践の結果を分析し、2023年9月に法と教育学会で発表予定となっている。歴史チームは、「歴史総合」「世界史探究」「日本史探究」を合わせて3つの授業を開発した。2023年5月～9月の期間に高等学校で3つの授業を全て行う予定である。地理チームは、「地理総合」で1つの授業を開発した。2023年5月～11月の期間に授業を行う予定である。いずれも2023年秋の学会でその成果を発表する予定である。

学年・科目			高校1年 「地理総合」 「歴史総合」 「公共」	高校2年 「地理探究」 「世界史探究」 「倫理」	高校3年 「日本史探究」 「政治・経済」
学習順序	学習項目	習得する知識・技能			
↓	交渉	交渉技能	地理総合授業 歴史総合授業 公共授業1		政経授業1
	調停	調停技能	公共授業2	(地理探究授業) 世界史授業 倫理授業1	政経授業2
	民事裁判	法的な考え方		(地理総合授業) 倫理授業2	日本史授業

図1 本研究における民事紛争処理学習の構造

〈共同研究〉 4

民事裁判IT化と手続法学の課題

代表者 町村泰貴

本研究は、2022年に成立し一部施行された民事訴訟法のIT化のための改正法（令和4年法律第48号）の内容を前提として、民事手続法学から検討すべき課題について一定の指向性を明らかにすることを目的とした。

研究の過程では、主として欧米の民事訴訟手続におけるIT利用の成果の他、韓国民事訴訟手続のIT利用経験を踏まえた改善動向について文献や実務家・研究者のヒアリングを通じた情報収集を行った。またこれと並行して研究代表者と分担者、そして他の実務法曹を交えた研究会を複数回行い、共同研究を進めた。

その結果、申立てから始まる当事者の手続的権利の行使にIT化がどのような影響を与えるかという局面では、裁判上の申立て、送達を受ける権利、立会い権、記録閲覧などについてデジタル化が一定の負担を当事者に課すのであり、IT化の具体的設計においてその負担を勘案する必要がある。また当事者と

の裁判所との役割分担については、IT化が直ちに影響するものではないが、効率化やコミュニケーション環境の変化等が訴訟の促進や当事者と裁判所の能動性に影響を与える可能性がある。さらにセキュリティの観点が重要となること、特に民事裁判手続において求められるセキュリティには、なりすまし等のリスク要因もあり、かつ可用性を両立するためのシステム設計が求められる。最後に、今回の改正が前提としたIT技術にとどまらず、特にAI技術を用いることで、裁判や法律実務の支援技術が高度に発達するものと考えられる。この、いわゆるリーガルテックの発展がもたらすであろう問題点についても、将来的な課題として検討を加えた。

IT化は手続の全般に及び、検討すべき課題も本研究が取り上げたものの他に多数存在するが、本研究では限られた範囲ながら、民事手続法上の基本原則からIT技術の利用のあり方に一定の指向性を示すことを試みた。

倒産・再生法制研究奨励金事業の運営についての内規

倒産・再生法制奨励金事業は、次のような規則及び指針に従って行います。

I [担当運営委員規則]

- 第1条 倒産・再生法制奨励金事業を遂行するために、理事又は評議員から担当運営委員1名をおく。
- 2 担当運営委員は理事会で選出し、理事長が委嘱する。
 - 3 担当運営委員の任期は2年とする。
- 第2条 担当運営委員は理事長に事業計画及び予算書を提出し、理事会の同意をえるものとする。
- 第3条 担当運営委員は理事長に事業報告及び収支決算報告を提出し、理事会の承認をえるものとする。
- 第4条 担当運営委員は、論文に対する賞の決定、国際会議開催の支援の決定、研究助成の対象の決定について定款49条により選考委員会を設置し4項にある選考委員会規程の選考委員会規則を準用し(通称トリプルアイ高木賞選考委員会)意見を諮詢するものとする。
- 第5条 担当運営委員は、論文に対する賞の決定、国際会議開催の支援の決定、研究助成の対象を決定し、それらを理事会に報告する。
- 2 担当運営委員は、懸賞論文、国際会議開催、研究助成、講演会の開催、その他必要と認められた事業についての結果を事業報告として基金報に掲載するものとする。
 - 3 担当運営委員は前2項に掲げる職務のほか、理事長の委嘱する職務を行うものとする。

II 倒産・再生法制研究奨励金の事業の指針

当倒産・再生法制研究奨励金の事業はおおむね次のような指針に従って行います。

- (1) 倒産・再生法制研究に関する研究論文に賞を出すものとする。
- (2) 倒産・再生法制研究に関する国際会議の開催を援助するものとする。
- (3) 倒産・再生法制研究に関する講演会の開催を援助するものとする。
- (4) その他、倒産・再生法制研究に関する必要と判断される事業について援助するものとする。

上記(1)懸賞論文について

- 1 論文募集方法・選定基準・受賞の公表
 - a) 公募

受賞対象は、関係分野に関する雑誌等を通じて公募し、且つ広く大学にも募集を通知する。もしくは研究論文として発表されたものの中から選考委員会(通称トリプルアイ高木賞選考委員会)が推薦するものとする。

受賞対象は、学生(学部学生・大学院生・法科大学院生)を含む一般人とする。

b) 選定基準

再開される倒産・再生法制研究奨励金事業の趣旨に沿い、賞に値する論文であるか否かを審査するための選考委員会（通称トリプルアイ高木賞選考委員会）を置き、審査の結果を担当運営委員に報告するものとする。

c) 受賞の公表

受賞者については、基金報に公表するものとする。

上記(2)倒産・再生法制研究についての国際会議が開催される場合、理事会の了承を得、これを援助するものとする。

上記(3)については講演会開催に当該テーマにかかる演題がある場合、これを援助するものとする。

上記(4)については、理事長の要請により理事会の承認を得て実施するものとする。

附 則

第1条の規定にかかわらず、この倒産・再生法制研究奨励金の担当運営委員及び選考委員は次のとおりとし、その任期は令和3年6月1日から令和5年5月31日までとする。

倒産・再生法制研究奨励金担当運営委員 理事 松澤三男

倒産・再生法制研究奨励金論文選考委員会委員

岡 伸浩（弁護士） 藤本利一（大阪大学教授）

江藤真理子（弁護士） 松下淳一（東京大学教授）

垣内秀介（東京大学教授） 松村昌人（弁護士）

笠井正俊（京都大学教授） 水元宏典（一橋大学教授）

佐藤鉄男（中央大学教授） 山本 研（早稲田大学教授）

高田賢治（慶應義塾大学教授）

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

公益財団法人民事紛争処理研究基金の倒産・再生法制研究奨励金事業の運営についての内規（平成25年7月1日制定）は、廃止する。

担当運営委員・選考委員

（任期）令和5年6月1日から

令和7年5月31日まで

倒産・再生法制研究奨励金担当運営委員 理事 松澤三男

倒産・再生法制研究奨励金論文選考委員会委員

岡 伸浩（弁護士） 藤本利一（大阪大学教授）

江藤真理子（弁護士） 松下淳一（東京大学教授）

垣内秀介（東京大学教授） 松村昌人（弁護士）

笠井正俊（京都大学教授） 水元宏典（一橋大学教授）

佐藤鉄男（中央大学教授） 山本 研（早稲田大学教授）

高田賢治（慶應義塾大学教授）

**(公財) 民事紛争処理研究基金
選考委員会規程**

I 選考委員会規則

第1条 選考委員は10人以上20人以内で組織する。

第2条 選考委員は学識経験者のうちから理事会で選出し、理事長が委嘱する。

第3条 選考委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

第4条 選考委員会委員長は、選考委員の互選によって決める。

第5条 選考委員会は理事長が招集する。理事長が欠けた時又は理事長に事故がある時は選考委員長もしくは理事が招集する。

第6条 選考委員会の議長は委員長がこれにあたる。

第7条 選考委員会は、一般研究及び特定研究の助成の研究対象を決定し、その結果を理事長に報告する。

2 選考委員会は、助成した研究の成果について検討し、その結果を事業報告として機関誌に掲載するものとする。

3 選考委員会は前2項に掲げる職務のほか、理事長の委嘱する職務を行うものとする。

II 研究助成の指針

当基金の研究助成はおおむね次のような指針に従って行います。

1 研究助成の募集方法・選定基準・成果公表

(1) 助成対象の公募

a) 助成対象は、民事訴訟に関する雑誌等を通じて公募する。

b) 助成する研究の担当者は、大学又は研究所に籍を置くものに限定しない。

(2) 助成対象の選定基準

a) 当該課題について、成果をあげる見込みがあるか否かを調査する。

b) 研究の実施期間が、数年にわたるもの考慮するものとする。

c) 研究成果の著しい者又は研究班に対しては、2回以上助成しても良いものとする。

(3) 研究成果の公表

a) 本基金が助成した研究については、その研究者又は研究代表者は、その研究成果を公表しなければならない。また、公表の際には、当基金の助成を受けた事を明示しなければならない。

b) 選考委員会は、研究の公表のために、必要と認めるときは、その費用を補助することができるものとする。

2 一般研究の助成について

「民事紛争処理に関する一般研究」の課題は民事紛争処理に関するものであればよく、特に限定しない。

3 特定研究の助成について

次のような各テーマを継続的に特定研究の対象とする。

A 倒産紛争処理に関する研究

経済社会における倒産処理の実態、各種の法定倒産処理法制の見直し、法的倒産処理の実態とその機能、各業種特有の倒産処理のあり方に関する研究等。

B 裁判外紛争処理に関する研究

各地域社会に密着した、市民間の諸々の紛争を裁判外で処理するためのセンターを設立する事の可否、当否に関する研究。

C 國際取引紛争処理に関する研究

助成対象は、次のいずれかの項目を含まなければならないものとする。

a) 日本の社会が現に経験している紛争の実態（例：種類、規模（金額、関係者の数等）相手方の国籍、紛争の性質、紛争の原因等）の調査

b) 紛争解決方法に関する実証的研究

D 民事紛争処理に関するテーマで、社会的要請があり、公共の利益に寄与し、緊急に学問的研究を推進する必要があると理事会が認めた研究。学会が主催するシンポジウムで、民事紛争処理に関するテーマを対象とする等。

附則 この規程は平成25年7月1日公益財団法人移行時から施行する。

令和4年度(4月-3月期)会計報告

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	387,407	8,066,108	△7,678,701
② 特定資産運用益	587,142	493,932	93,210
③ 受け取り寄付金	490,000	1,030,000	△540,000
④ 倒産・再生法制研究奨励金振替額	1,960,006	1,754,238	205,768
⑤ その他収益	271	321	△50
講演会受講料	0	0	0
受取利息	271	321	△50
経常収益計	3,424,826	11,344,599	△7,919,773
(2) 経常費用			
① 事業費	11,155,532	6,906,803	4,248,729
研究助成	5,000,000	1,600,000	3,400,000
国際交流	0	0	0
講演会	355,000	0	355,000
講演会会場費	130,000	0	130,000
講演会宣伝費	55,000	0	55,000
講演会謝金	80,000	0	80,000
講演報告準備調査費	40,000	0	40,000
講演会機材費	0	0	0
講演会記録費	0	0	0
講演会交通費	50,000	0	50,000
講演会準備等雑費	0	0	0
機関誌発行	259,900	293,700	△33,800
選考会議	192,920	16,220	176,700
通信費	320,879	184,298	136,581
論文報奨金	700,000	500,000	200,000
論文選考会議費	288,697	276,882	11,815
論文選考調査費	550,000	583,590	△33,590
論文募集宣伝費	259,600	249,700	9,900
論文募集関連雑費	161,709	144,066	17,643
臨時給与手当	420,000	420,000	0
給与手当	1,890,000	1,890,000	0
事務所維持費	349,187	284,400	64,787
退職給付引当金繰入	105,000	175,000	△70,000
雑費	302,640	288,947	13,693
② 管理費	1,657,366	1,474,945	182,421
臨時給与手当	180,000	180,000	0
給与手当	810,000	810,000	0
会議費	299,666	58,204	241,462
通信費	43,347	106,010	△62,663
事務所維持費	149,651	121,896	27,755
退職給付引当金繰入	45,000	75,000	△30,000
雑費	129,702	123,835	5,867
経常費用計	12,812,898	8,381,748	4,431,150
評価損益等調整前経常増減額	△9,388,072	2,962,851	△12,350,923
基本財産評価損益等	△5,443,952	△7,241,156	1,797,204
評価益等計	△5,443,952	△7,241,156	1,797,204
当期経常増減額	△14,832,024	△4,278,305	△10,553,719
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△14,832,024	△3,337,278	△11,494,746
-一般正味財産期首残高	6,917,819	11,196,124	△4,278,305
-一般正味財産期末残高	△7,914,205	6,917,819	△14,832,024
II 指定正味財産増減の部			
受け取り寄付金	0	100,000	△100,000
一般正味財産への振替額	△1,960,006	△1,754,238	205,768
当期指定正味財産増減額	△1,960,006	△1,654,238	305,768
指定正味財産期首残高	86,951,013	88,605,251	△1,654,238
指定正味財産期末残高	84,991,007	86,951,013	△1,960,006
III 正味財産期末残高	77,076,802	93,868,832	△16,792,030

財産目録

令和5年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	内 容	使 用 目 的	金 額
1 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	現金 現金手許有高 普通預金 三井住友銀行本店営業部	管理運営費の財源として使用 管理運営費の財源として使用	11,773 544
有価証券	預け金 野村證券袋池メトロポリタンプラザ支店 預け金 大和証券渋谷支店 USドルUFJMS証券本店営業部	管理運営費の財源として使用 管理運営費の財源として使用 管理運営費の財源として使用	252 2 35,752
	有価証券合計		36,006
	流動資産合計		48,323
2 固定資産			
(1) 基本財産			
有価証券	トレジャリーストリップス債 三菱UFJMS証券本店営業部 グローバルAI 投資信託 大和証券渋谷支店	運用益を公益事業と管理費に使用 運用益を公益事業と管理費に使用	40,000,000 10,642,723
	有価証券合計		50,642,723
	基本財産合計		50,642,723
(2) 特定資産			
	倒産・再生法制研究奨励金資産		
	普通預金 みずほ銀行銀座支店 普通預金 みずほ銀行銀座支店	倒産・再生法制研究奨励金事業に使用 倒産・再生法制研究奨励金事業に使用	20,224,115 98,721
	レジデンンドイグル SMBC日興証券	倒産・再生法制研究奨励金事業に使用	4,099,745
	グローバルAI 投資信託 大和証券渋谷支店	倒産・再生法制研究奨励金事業に使用	1,963,175
	退職給付引当資産		
	AB米国株式投資信 三菱UFJMS証券本店営業部 グローバルAI 投資信託 大和証券渋谷支店	退職給付引当資産に使用 退職給付引当資産に使用	7,515,413 3,884,587
	特定資産合計		37,785,756
	固定資産合計		88,428,479
	資産合計		88,476,802
II 債負の部			
1 流動負債			
流动負債合計			0
2 固定負債			
退職給付引当金		退職給付引当金に計上	11,400,000
固定負債合計			11,400,000
	負債合計		11,400,000
	正味財産合計		77,076,802
III 貸借対照表			
令和5年3月31日現在			
(単位:円)			
科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金		12,317	
有価証券		36,006	756
	流動資産合計	48,323	67,154
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
有価証券		50,642,723	65,065,216
	普通預金	0	390,700
	基本財産合計	50,642,723	65,455,916
(2) 特定資産			
倒産・再生法制研究奨励金資産	26,385,756	28,345,762	△1,960,006
退職給付引当資産	11,400,000	11,250,000	150,000
特定資産合計	37,785,756	39,595,762	△1,810,006
固定資産合計	88,428,479	105,161,678	△16,623,199
資産合計	88,476,802	105,118,832	△16,642,030
II 債負の部			
1. 流動負債			
流动負債合計	0	0	0
2. 固定負債			
退職給付引当金	11,400,000	11,250,000	150,000
固定負債合計	11,400,000	11,250,000	150,000
	負債合計	11,400,000	11,250,000
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
設立時寄付金	58,605,251	58,605,251	0
倒産・再生法制研究奨励金	26,385,756	28,345,762	△1,960,006
指定正味財産合計	84,991,007	86,951,013	△1,960,006
(うち基本財産への充当額)	()	()	()
(うち特定資産への充当額)	(37,785,756)	(39,595,762)	△1,810,006
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	△7,914,205	6,917,819	△14,832,024
(うち特定資産への充当額)	(50,642,723)	(65,455,916)	△14,813,193
正味財産合計	77,076,802	93,868,832	△16,792,030
	負債及び正味財産合計	88,476,802	105,118,832
			△16,642,030

役員一覧

理事

(任期) 令和5年6月23日から
令和7年6月22日まで

理事長

太田 勝 造 (明治大学教授・東京大学名誉教授)

藤田 和 久 (日立製作所シニアアドバイザー)

常務理事

松澤 三 男 (公益社団法人商事法務研究会元理事)

山本 和 彦 (一橋大学教授)

宮崎 誠 (弁護士)

理事

山田 文 (京都大学教授)

加藤 哲 夫 (早稲田大学名誉教授)

平野 温 郎 (東京大学教授)

監事

(任期) 令和3年6月18日から
令和7年6月17日まで

監事

松井 秀樹 (弁護士)

山本 敏郎 (公認会計士)

評議員

(任期) 令和3年6月18日から
令和7年6月17日まで

伊藤 真 (東京大学名誉教授 学士院会員)

高山 寧 (野村不動産ホールディングス取締役監査等委員・野村不動産監査役)

加藤 格 (ダイワク社外取締役 立教大学客員教授)

西川 元 啓 (弁護士)

河合 弘 之 (弁護士)

二宮 照 興 (弁護士)

菅原 郁 夫 (早稲田大学教授)

松下 淳 一 (東京大学教授)

高田 裕 成 (中央大学教授)

選考委員

(任期) 令和4年6月1日から
令和6年5月31日まで

井上 由里子 (一橋大学教授)

竹下 啓介 (一橋大学教授)

大杉 謙一 (中央大学教授)

田中 亘 (東京大学教授)

大村 敦志 (学習院大学教授)

中島 弘雅 (専修大学教授)

垣内 秀介 (東京大学教授)

野澤 正充 (立教大学教授)

笠井 正俊 (京都大学教授)

長谷部 由起子 (学習院大学教授)

木下 麻奈子 (同志社大学教授)

畠 瑞穂 (東京大学教授)

工藤 敏 隆 (慶應義塾大学教授)

藤本 亮 (名古屋大学教授)

菅原 郁 夫 (早稲田大学教授)

松下 淳 一 (東京大学教授)

末吉 瓦 (弁護士)

四元 弘子 (弁護士)

高田 裕 成 (中央大学教授)

〈公益財団法人 民事紛争処理研究基金報 第38号〉

令和5年6月23日発行

編集・発行 公益財団法人 民事紛争処理研究基金
(事務所) (連絡先)

(年1回発行)

〒113-0033 東京都文京区本郷6-2-10-501

*題字は、故菊井維大理事に揮毫していただきました。

*シンボルマークは、故竜喜喜助先生の考案によるものです。



☎ 03 (3818) 6150

FAX 03 (3818) 0344

http://www.mhk.or.jp/

(公財) 民事紛争処理研究基金

顧問

青山 善充	(東京大学名誉教授)
石川 正	(弁護士)
池田 真朗	(武蔵野大学教授)
梅本 吉彦	(専修大学名誉教授)
落合 誠一	(東京大学名誉教授)
柏木 昇	(東京大学名誉教授)
河野 正憲	(名古屋大学名誉教授)
畔柳 達雄	(弁護士)
小島 武司	(中央大学名誉教授)
小山 稔	(弁護士)
坂原 正夫	(慶應義塾大学名誉教授)
新堂 幸司	(東京大学名誉教授)
高橋 宏志	(東京大学名誉教授)
武内 史衛	(公認会計士)
谷口 安平	(京都大学名誉教授)
徳田 和幸	(京都大学名誉教授)
永井 和之	(中央大学名誉教授)
永石 一郎	(弁護士)
能見 善久	(東京大学名誉教授)
前田 重行	(弁護士)
松浦 銸	(名古屋大学名誉教授)
松本 博之	(大阪市立大学名誉教授)
本林 徹	(弁護士)
吉村 徳重	(九州大学名誉教授)